

令和 5 年 度

# 児童相談所業務概要

沖 縄 県

## こどもの権利、虐待対応の援助理念及び援助に対する基本姿勢（令和5年12月/中央・コザ児相）

### （こどもの権利）

全てのこどもは、適切に養育されること、能力が十分に発揮されること、虐待から守られること、自己の意見を表明することその他の個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

### （理 念）

- 1 こどもの権利が保障され、個人としての尊厳が重んぜられるとともに、その最善の利益が考慮されなければならない。
- 2 虐待は、こどもの権利を著しく侵害し、心身の健やかな成長に重大な影響を与えるものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならない。
- 3 こどもを虐待から守るに当たっては、こどもの生命を保護することが最も優先されなければならない。

### （私たちの援助に対する基本姿勢）

- 1 私たちは、こどもの権利を守ります。
- 2 私たちは、こどもの安心と安全の確保を最優先します。
- 3 私たちは、迅速な対応を行います。
- 4 私たちは、組織的対応を行います。
- 5 私たちは、カウンセリングマインドを持って対応します。
- 6 私たちは、関係機関の連携により援助します。
- 7 私たちは、家族の構造的問題という視点から保護者の援助を行います。
- 8 私たちは、秘密を厳守します。
- 9 私たちは、常に専門性の向上に努めます。

## 児童憲章（昭和26年5月5日）

われらは、日本国憲法の花神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発達が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。  
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）抜粋

第一章 総則

〔児童の権利〕

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

〔国民等の責務〕

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮れ、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

〔福祉保障の原理〕

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

# 目 次

## 第1章 児童相談所の概要

### 1 管轄区域図

(1) 管内区域の状況 1

表 1-1 管内の人口・世帯及び関係機関等の状況（中央児童相談所） 2

表 1-2 管内の人口・世帯及び関係機関等の状況（コザ児童相談所） 3

2 機構と職員配置状況（中央児童相談所） 4

（コザ児童相談所） 5

3 法的業務内容 6

4 相談の種類及び主な内容 7

5 相談業務の流れと仕組み 8

6 児童相談所と関係機関との連携図 9

7 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図 10

## 第2章 令和4年度業務実績

### 1 相談業務の概要

図 1 年度別相談受付件数の推移（平成30～令和4年度） 11

図 2 令和4年度相談種別受付状況 12

表 2 令和4年度相談種別受付状況（全国との比較） //

表 3 相談種別・受付件数の年度別推移（平成30～令和4年度） 13

表 4-1 相談種別・年齢別・受付状況（県計） 14

表 4-2 相談種別・年齢別・受付状況（中央児相） 15

表 4-3 相談種別・年齢別・受付状況（コザ児相） 16

表 5-1 相談種別・市町村別・受付状況（中央児相受付） 17

表 5-2 相談種別・市町村別・受付状況（コザ児相受付） 18

表 6-1 相談種別・市町村別・受付状況（市町村受付・中央管内） 19

表 6-2 相談種別・市町村別・受付状況（市町村受付・コザ管内） 20

表 7-1 相談種別・処理状況（県計） 21

表 7-2 相談種別・処理状況（中央児相） 22

表 7-3 相談種別・処理状況（コザ児相） 23

表 8 施設別措置・解除、里親委託状況 24

### 2 相談種別の取扱い状況

#### (1) 養護相談の状況

図 3、表 9 養護相談受付件数の年度別推移 25

表 10 養護相談理由別・処理件数 26

#### (2) 児童虐待の状況

図 4 虐待ケース件数と伸び率（全国との比較） 27

表 11	児童虐待件数と伸び率（平成 7～令和 4 年度）	27
図 5	虐待種別相談内訳	28
表 12	虐待種別相談内訳（全国比）	〃
図 6	主たる虐待者	〃
表 13	主たる虐待者（全国比）	〃
表 14	虐待の相談経路	29
表 15	処理内訳	〃
表 16	施設入所の内訳	〃
図 7	被虐待児童の年齢・相談種別（県計）	30
表 17	被虐待児童の年齢・相談種別（年齢段階別）	30
表 18	被虐待児童の年齢・相談種別（年齢詳細）	31
表 19	立入調査・警察官の同行	〃
表 20	知事勧告・家庭裁判所勧告	〃
表 21	親権、後見人関係	〃
表 22	出頭・臨検・捜索	〃
表 23	児童虐待処理件数の推移（平成 21～令和 4 年度）	32
表 24	虐待の相談経路（平成 30～令和 4 年度）	〃
表 25	虐待種別相談内訳（平成 30～令和 4 年度）	〃
表 26	主たる虐待者（平成 30～令和 4 年度）	〃
表 27	虐待相談の処理内訳（平成 30～令和 4 年度）	〃
表 28	法的権限行使状況（平成 30～令和 4 年度）	〃
(3)	非行（ぐ犯・触法）相談の状況	
図 8、表 29	非行（ぐ犯・触法）相談受付件数の年度別推移	33
(4)	障害相談の状況	
図 9、表 30	障害相談受付件数の年度別推移（平成 30～令和 4 年度）	34
(5)	育成相談の状況	
図 10、表 31	育成相談受付件数の年度別推移（平成 30～令和 4 年度）	35
3	調査・判定の状況	
表 32	児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等	36
表 33	療育手帳判定処理件数の推移	37
4	里親の状況	
表 34	登録里親・委託児童状況	38
表 35	里親委託児童の年齢別・委託期間別状況	39
表 36	里親委託児童及び解除児童	40
表 37	養子縁組の年度別推移	〃
5	一時保護の状況	
一時保護について		41
(1)	一時保護の状況	
図 11	新規保護の年度別推移（平成 30～令和 4 年度）	42
図 12	相談種別新規保護の年度別推移（平成 30～令和 4 年度）	〃
表 38	一時保護の相談種別・年度別推移（平成 30～令和 4 年度）	43
表 39	年度別保護状況（平成 30～令和 4 年度）	〃
図 13	年齢段階別保護の構成比	〃
表 40	年齢段階別・相談種別保護の状況	44
表 41	理由別に見た退所の状況	〃

(2) 一時保護委託の状況	
図 14 一時保護委託人数の年度別推移（平成 30～令和 4 年度）	45
表 42 一時保護委託人数の相談種別・年度別推移（平成 30～令和 4 年度）	〃
表 43 年度別・一時保護委託状況（平成 30～令和 4 年度）	46
図 15 年齢段階別・一時保護委託の構成比	〃
表 44 年齢段階別・相談種別、一時保護委託の状況	〃
表 45 相談種別・一時保護委託先	47
表 46 相談種別・一時保護委託解除の理由	〃
6 市町村・関係機関等への支援状況	
(1) 要保護児童対策地域協議会設置状況	49
(2) 要保護児童対策地域協議会	〃
(3) おきなわ子どもを守るネットワーク（沖縄県要保護児童対策協議会）等の実施状況	50
(4) 関係機関への啓蒙・啓発活動等	51
7 子ども虐待ホットラインの状況	
表 1 令和 4 年度相談受付件数の月別状況	53
表 2 児童に関する相談受付件数	〃
図 16 児童に関する相談受付状況	〃
表 3 虐待種類別相談件数	54
表 4 経路別相談件数	〃
表 5 対象児童年齢別相談件数	〃
表 6 対象児童の居住地域別相談件数	〃
<b>【参考資料】</b>	
児童相談所の沿革	55
児童相談所の所在地	65

# 第1章 児童相談所の概要

# 第1章 児童相談所の概要

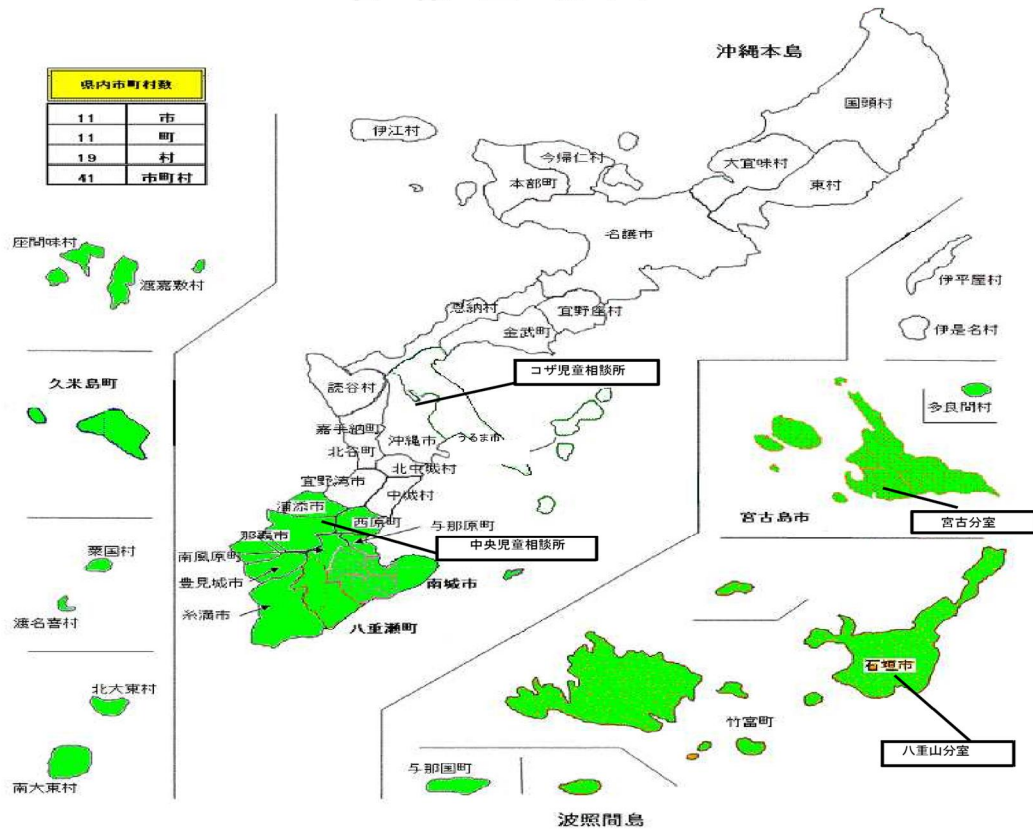
## 1 管轄区域図

中央児童相談所の管轄区域は、全県 41 市町村のうち黒地部分の 21 市町村(7市7町7村)で、そのうち2市3町7村が離島です。

コザ児童相談所の管轄区域は、白地部分の中部地区及び北部地区の 20 市町村(4市4町 12 村)によって構成され3村が離島です。

児童相談所	所在地	電話番号等	管轄市町村
中央児童 相談所 (八重山分室)	〒903-0804 那覇市首里 石嶺町 4-404-2	TEL:098-886-2900 FAX:098-886-6531	那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、西原町、 南風原町、八重瀬町、与那原町、久米島町、座間味村、 渡嘉敷村、渡名喜村、粟国村、南大東村、北大東村  石垣市、竹富町、与那国町
	〒907-0002 石垣市真栄里 438-1 (八重山合同庁舎 1F)	TEL:0980-88-7801 FAX:0980-83-5949	
	〒906-0012 宮古島市平良字西里 1125(宮古合同庁舎2F)	TEL:0980-75-6505 FAX:0980-73-2131	
コザ児童 相談所	〒904-2143 沖縄市知花6-34-6	TEL:098-937-0859 FAX:098-938-7288	沖縄市、宜野湾市、うるま市、名護市、北谷町、 嘉手納町、金武町、本部町、中城村、北中城村、 読谷村、恩納村、宜野座村、今帰仁村、東村、大宜味村、 国頭村、伊江村、伊是名村、伊平屋村

## 管轄区域図





# (1) 管内区域の状況

表1-1 管内の人口・世帯及び関係機関等の状況

中央児相(令和5年4月1日現在)

区分 市町村別	人口	世帯数	20歳未満人口	児童委員	主任児童委員	公立・私立育	認定こども園	公立・私立幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	福祉事務所	保健所	警察署	家庭裁判所「支部」	児童福祉施設	青少年センター
<b>(市部)</b>	<b>698,343</b>	<b>309,965</b>	<b>149,626</b>	<b>726</b>	<b>63</b>	<b>184</b>	<b>105</b>	<b>37</b>	<b>112</b>	<b>61</b>	<b>31</b>	<b>9</b>	<b>9</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>3</b>	<b>12</b>	<b>2</b>
那覇市	312,507	147,085	62,448	303	25	73	43	6	36	20	13	2	1	1	1	1	3	0
石垣市	47,265	22,514	10,133	50	4	20	9	12	21	9	4	1	2	1	1	1	1	1
浦添市	115,137	48,623	26,360	72	9	22	14	1	11	6	6	4	1	0	1	0	1	0
糸満市	61,021	24,073	14,274	73	5	13	15	2	11	7	2	1	1	0	1	0	4	1
豊見城市	64,821	25,418	16,043	60	3	13	11	1	8	3	3	0	1	0	1	0	0	0
宮古島市	52,355	25,246	10,417	102	10	26	6	14	16	11	3	1	2	1	1	1	2	0
南城市	45,237	17,006	9,951	66	7	17	7	1	9	5	0	0	1	0	0	0	1	0
<b>(中頭郡)</b>	<b>35,062</b>	<b>14,163</b>	<b>7,845</b>	<b>50</b>	<b>4</b>	<b>10</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
西原町	35,062	14,163	7,845	50	4	10	1	4	5	3	1	1	0	0	0	0	0	0
<b>(島尻郡)</b>	<b>102,776</b>	<b>40,369</b>	<b>24,986</b>	<b>127</b>	<b>16</b>	<b>44</b>	<b>4</b>	<b>18</b>	<b>25</b>	<b>16</b>	<b>7</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>
与那原町	19,542	8,259	4,772	23	2	8	0	3	2	1	1	0	0	0	1	0	1	0
南風原町	40,584	15,240	10,387	39	4	16	0	5	4	3	2	2	1	1	0	0	1	0
渡嘉敷村	652	351	143	3	1	1	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
座間味村	810	466	164	3	1	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
栗国村	641	351	92	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
渡名喜村	295	247	35	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	1,226	660	243	3	2	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
北大東村	538	318	105	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
久米島町	6,747	3,233	1,401	10	1	3	0	2	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0
八重瀬町	31,741	11,244	7,644	42	3	14	4	0	4	2	3	2	0	0	0	0	0	0
<b>(宮古郡)</b>	<b>1,046</b>	<b>479</b>	<b>225</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
多良間村	1,046	479	225	2	2	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>(八重山郡)</b>	<b>5,450</b>	<b>2,879</b>	<b>1,084</b>	<b>20</b>	<b>3</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>14</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
竹富町	3,822	2,096	763	15	1	7	0	3	11	9	0	0	0	0	0	0	0	0
与那国町	1,628	783	321	5	2	2	0	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	842,677	367,855	183,766	925	88	248	110	66	157	92	39	14	10	4	7	3	14	2

表1-2 管内の人口・世帯及び関係機関等の状況

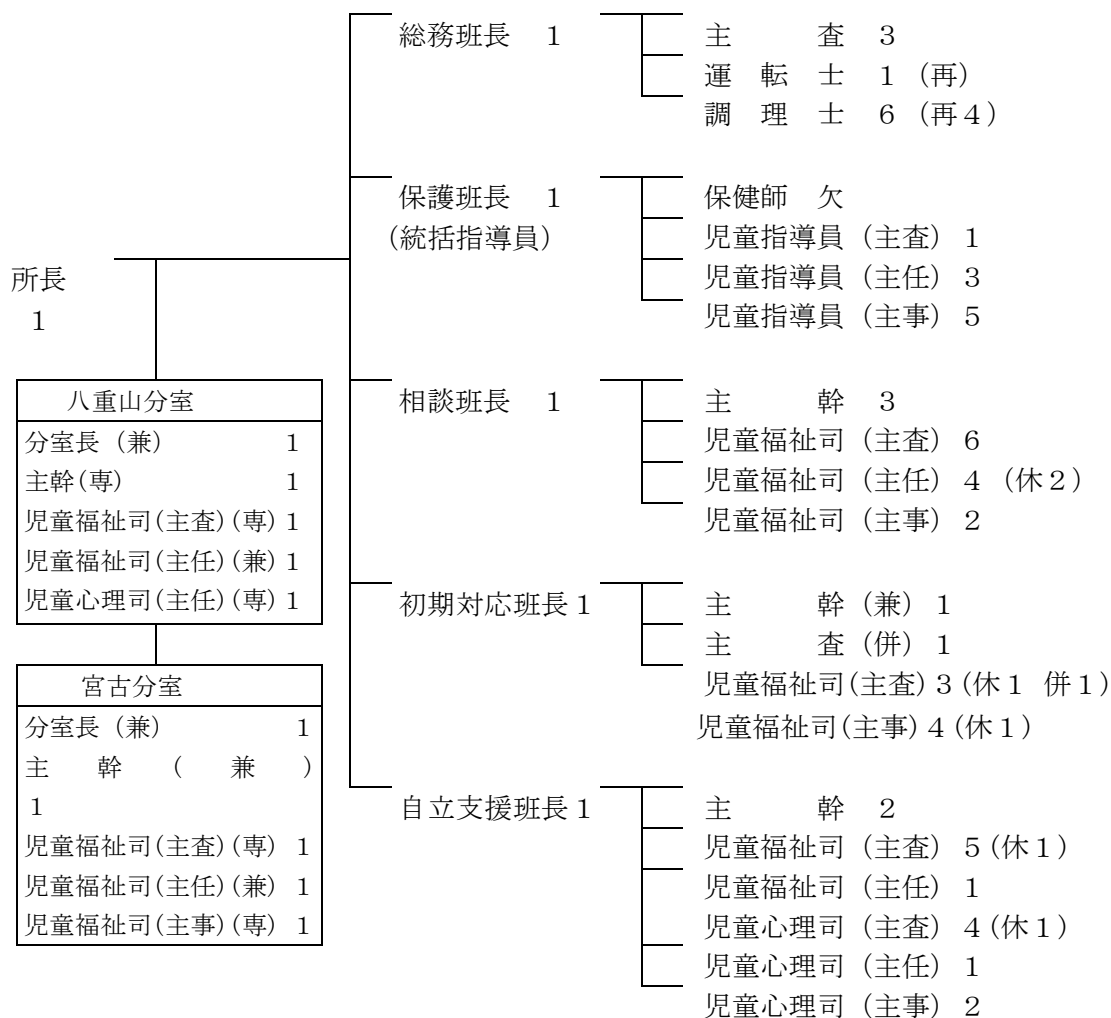
コザ児相(令和5年4月1日現在)

区分 市町村別	人口	世帯数	20歳未満人口	児童委員	主任児童委員	公立・私立 保育所	認定こども園	公立 幼稚園	私立 小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	福祉事務所	保健所	警察署	家庭裁判所「支部」	児童福祉施設	青少年センター
<b>(市部)</b>	<b>431,825</b>	<b>187,144</b>	<b>96,666</b>	<b>439</b>	<b>38</b>	<b>139</b>	<b>34</b>	<b>50</b>	<b>59</b>	<b>36</b>	<b>21</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>3</b>
名護市	63,784	29,308	14,470	74	7	27	7	14	14	10	4	2	2	1	1	1	3	0
沖縄市	142,090	62,393	31,891	131	17	55	3	19	16	9	6	2	2	1	1	1	2	1
宜野湾市	99,652	45,156	21,962	108	7	23	1	12	10	5	4	0	1	0	1	0	1	1
うるま市	126,299	50,287	28,343	126	7	34	23	5	19	12	7	2	1	0	2	0	0	1
<b>(国頭郡)</b>	<b>62,265</b>	<b>27,657</b>	<b>12,297</b>	<b>137</b>	<b>16</b>	<b>21</b>	<b>9</b>	<b>17</b>	<b>30</b>	<b>12</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
国頭村	4,376	2,001	780	16	2	0	1	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0
大宜味村	3,042	1,336	505	14	2	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
東村	1,606	768	246	5	2	1	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
今帰仁村	8,904	3,678	1,789	21	1	3	1	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0
本部町	12,307	5,463	2,297	26	2	6	0	4	5	4	2	0	0	0	1	0	0	0
恩納村	11,256	5,244	2,091	10	1	5	0	5	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0
宜野座村	6,004	2,409	1,468	10	2	3	0	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0
金武町	10,787	4,853	2,424	24	2	1	6	1	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0
伊江村	3,983	1,905	697	11	2	2	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>(中頭郡)</b>	<b>123,767</b>	<b>49,872</b>	<b>27,847</b>	<b>179</b>	<b>12</b>	<b>29</b>	<b>5</b>	<b>16</b>	<b>17</b>	<b>7</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3</b>
読谷村	41,592	16,490	9,407	67	5	10	0	7	5	2	1	0	0	0	0	0	0	1
嘉手納町	13,116	5,152	3,083	17	1	4	0	3	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1
北谷町	28,348	12,169	6,387	40	2	8	0	4	4	2	1	0	0	0	0	0	0	1
北中城村	18,143	6,837	3,937	24	2	3	2	1	3	1	1	2	0	0	0	0	0	0
中城村	22,568	9,224	5,033	31	2	4	3	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>(島尻郡)</b>	<b>2,337</b>	<b>1,146</b>	<b>463</b>	<b>10</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
伊平屋村	1,077	518	214	5	2	1	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	1,260	628	249	5	2	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>合計</b>	<b>620,194</b>	<b>265,819</b>	<b>137,273</b>	<b>765</b>	<b>70</b>	<b>191</b>	<b>48</b>	<b>85</b>	<b>109</b>	<b>58</b>	<b>30</b>	<b>8</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>6</b>
<b>県合計</b>	<b>1,462,871</b>	<b>633,674</b>	<b>321,039</b>	<b>1,690</b>	<b>158</b>	<b>439</b>	<b>158</b>	<b>151</b>	<b>266</b>	<b>150</b>	<b>69</b>	<b>22</b>	<b>16</b>	<b>6</b>	<b>14</b>	<b>5</b>	<b>21</b>	<b>8</b>

- 1 人口、世帯数は沖縄県企画部統計課「沖縄県人口（令和4年4月1日）」による。
- 2 20歳未満人口は「令和2年国勢調査報告」より20歳未満の人口。
- 3 児童委員数、主任児童委員数は、沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課資料（令和4年4月1日現在）による。
- 4 学校（幼、小、高、特別支援学校）数は、沖縄県教育委員会「学校一覧（令和4年4月1日）」による。  
認定こども園は幼保連携型認定こども園数、公立・私立幼稚園は幼稚園・幼稚園型認定こども園数を参照。
- 5 公立・私立保育所、児童福祉施設は沖縄県社会福祉協議会「県内社会福祉施設等名簿」による。  
ただし、児童館等を除く、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、国立病院機構のみの数（令和4年4月現在）。

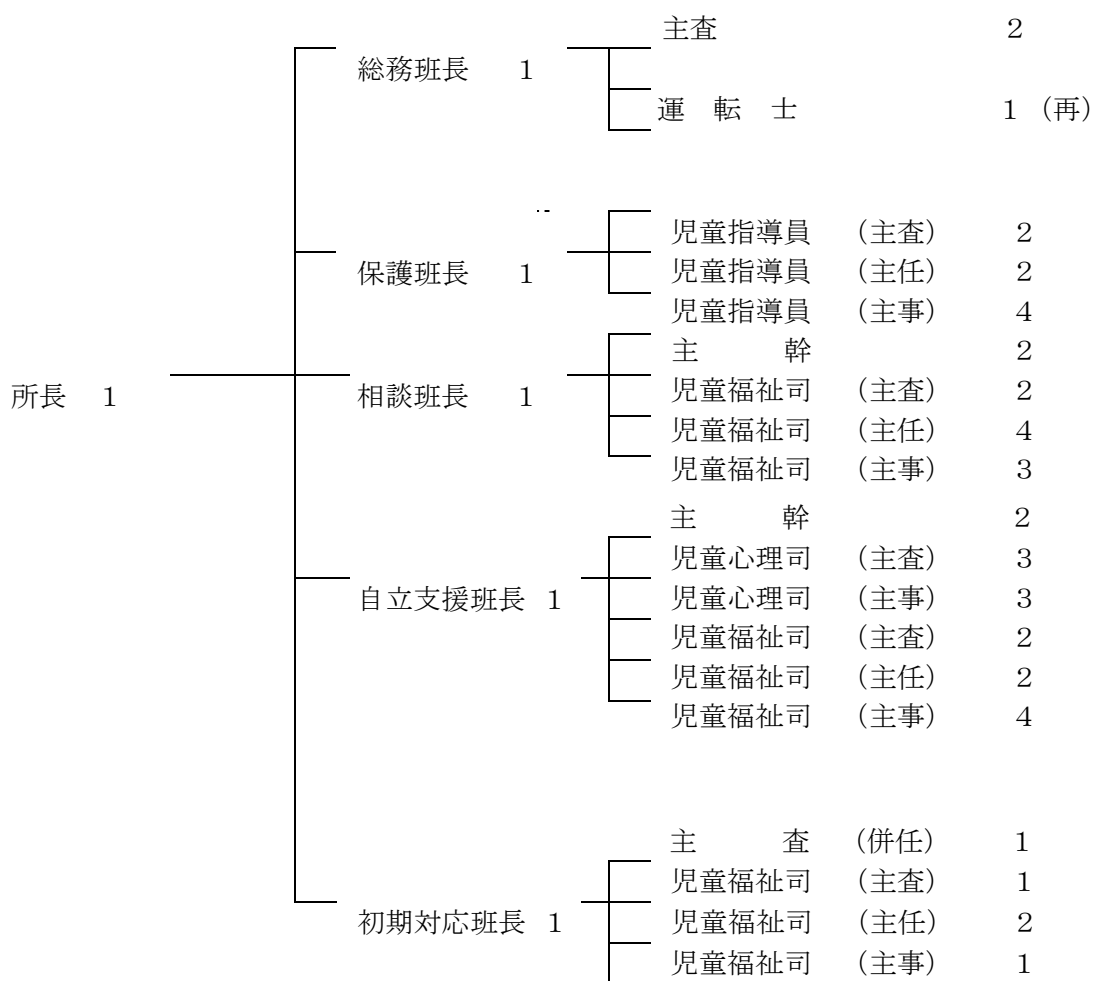
## 2 機構と職員配置状況 (令和5年4月1日現在)

(1) 中央児童相談所 職員 115 人 (職員 69 人(うち、(再) 5 人)、非常勤職員 46 人)



非常勤職員 46 人	
特別職	嘱託医 (3) 虐待専門カウンセラー (1)
一般職	言語治療指導員(1) 受付相談専門員(2)
	児童虐待ホットライン対応相談員(6)
	児童虐待相談専門員(7※)
	※うち、宮古(1) 八重山(1)
	非行相談専門員(2) 心理判定専門員(2)
	里親等委託調整員(1) 里親対応専門員(2)
	生活指導専門員(10) 個別対応専門員(1)
	心理療法専門員(1) 学習指導員(2)
	児童生活支援員(1)
	生活指導保育専門員(1)
事務補助 (3)	

(2) コザ児童相談所 職員 83 人 (正職員 49 人、非常勤職員等 34 人)



非常勤職員 34 人			
特別職 5 人		一般職 29 人	
嘱託医 (小児科)	2	児童虐待相談専門員	4
嘱託医 (精神科)	2	非行相談専門員	2
虐待専門カウンセラー	1	心理判定専門員	2
		里親対応専門員	1
		里親等委託調整員	1
		受付相談専門員	2
		事務補助	3
		心理療法専門員	1
		学習指導専門員	2
		生活指導専門員	9
		生活指導保育専門員	1
		個別対応専門員	1

### 3 法的業務内容

児童相談所は、各都道府県、指定都市にその設置が義務づけられています（児童福祉法第12条）。児童相談所は相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な役割分担・連携を図りつつ、次の機能等を十分に発揮、活用し、その任務を果たしていく必要があります。

#### 【市町村に対する援助機能】

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能。

#### 【相談機能】

子どもに関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもや家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、各種診断、判定等を行い、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能。

#### 【一時保護機能】

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能。

#### 【措置機能】

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童員を含む。以下同じ。）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の機能。

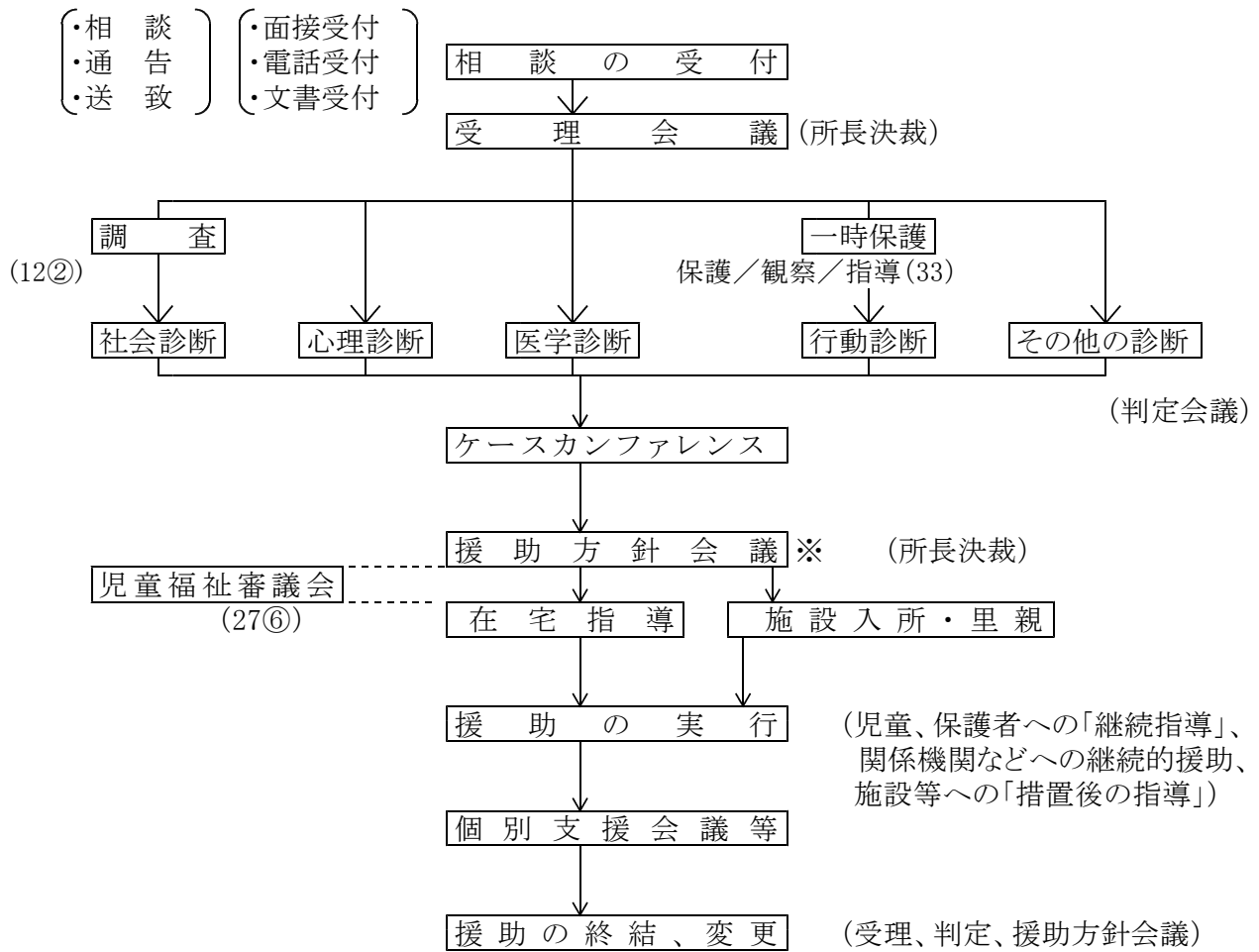
## 4 相談の種類及び主な内容

児童相談所は、18歳に満たないすべての児童を対象とし、福祉や健全育成に関する以下の相談に応じます。必要に応じて他の関係機関を紹介することもあります。

養護相談	1 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	2 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	3 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	4 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	5 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等、発達障害を有する子ども等に関する相談。 （ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。）
	6 重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談
	7 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	8 自閉症等相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈するアスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害等の児童に関する相談
非行相談	9 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙などの問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	10 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。）
育成相談	11 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	12 不登校相談	学校及び幼稚園及び保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等はそれぞれのところに分類する。
	13 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	14 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	15 その他の相談	1～14のいずれにも該当しない相談

## 5 相談業務の流れと仕組み

児童相談所における相談援助活動の流れを示すと次のようになります。(数字は児童福祉法の該当条項等)

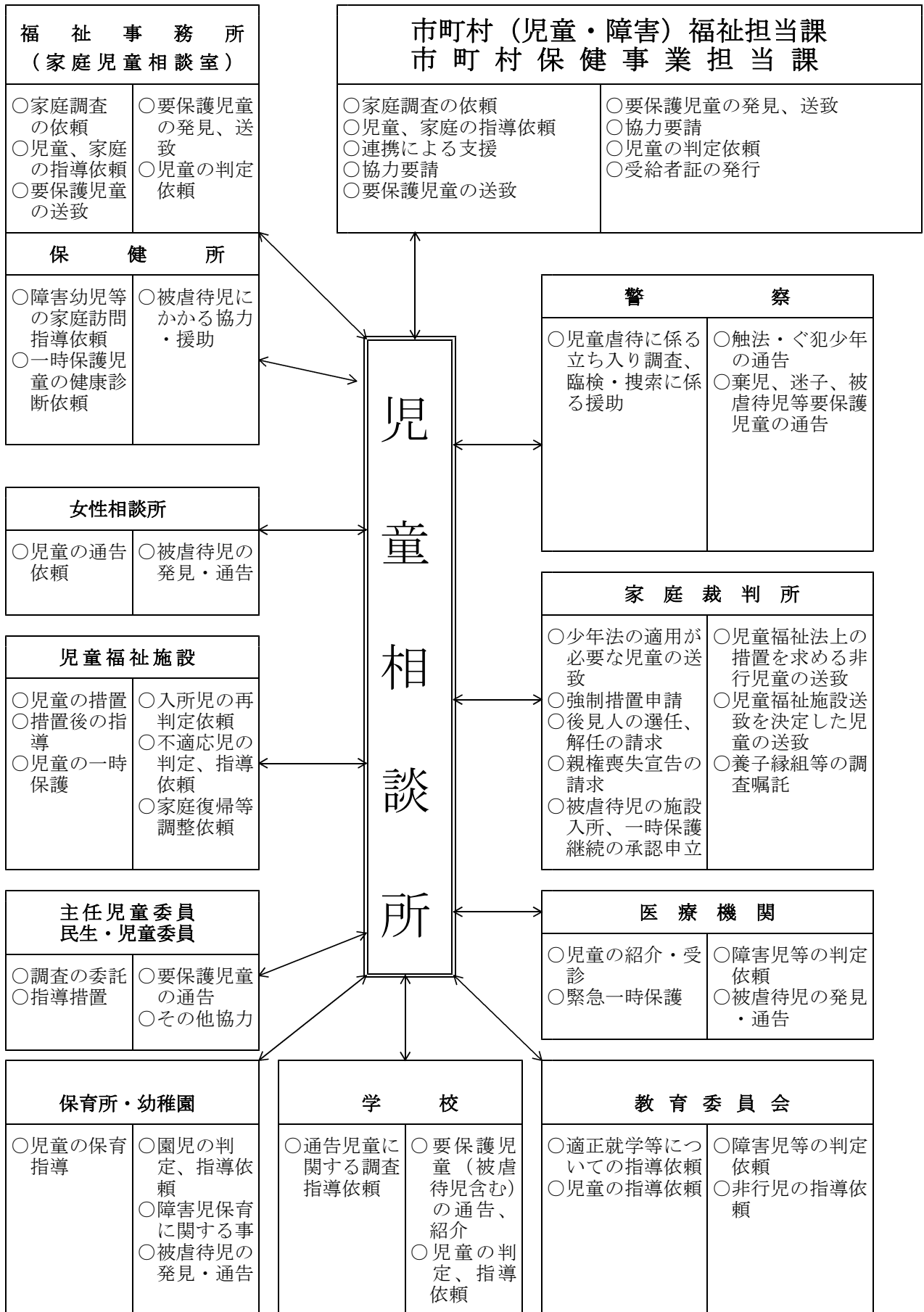


### ※ 援助の種類

援 助	
<p><b>1 在宅指導等</b></p> <p>(1) 措置によらない指導(12②)</p> <p>ア 助言指導</p> <p>イ 継続指導</p> <p>ウ 他機関あっせん</p> <p>(2) 措置による指導</p> <p>ア 児童福祉司指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ)</p> <p>イ 児童委員指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ)</p> <p>ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)</p> <p>エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)</p> <p>オ 知的障害者福祉司・社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)</p> <p>カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)</p> <p>キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)</p> <p>(3) 訓戒・誓約措置(27①Ⅰ)</p>	<p><b>2 児童福祉施設入所措置(27①Ⅲ)</b> 指定発達支援医療機関委託(27②)</p> <p><b>3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置</b> (27①Ⅲ)</p> <p><b>4 児童自立生活援助の実施(33の6①)</b></p> <p><b>5 市町村への事案送致(26①Ⅲ)</b> 福祉事務所送致、通知(26①Ⅳ、63の4・5) 県知事、市町村報告・通知 (26①Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ)</p> <p><b>6 家庭裁判所送致(27①Ⅳ、27の3)</b></p> <p><b>7 家庭裁判所への家事審判の申立て</b></p> <p>(1) 施設入所の承認(28①②)</p> <p>(2) 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)</p> <p>(3) 未成年後見人選任の請求(33の8)</p> <p>(4) 未成年後見人解任の請求(33の9)</p>

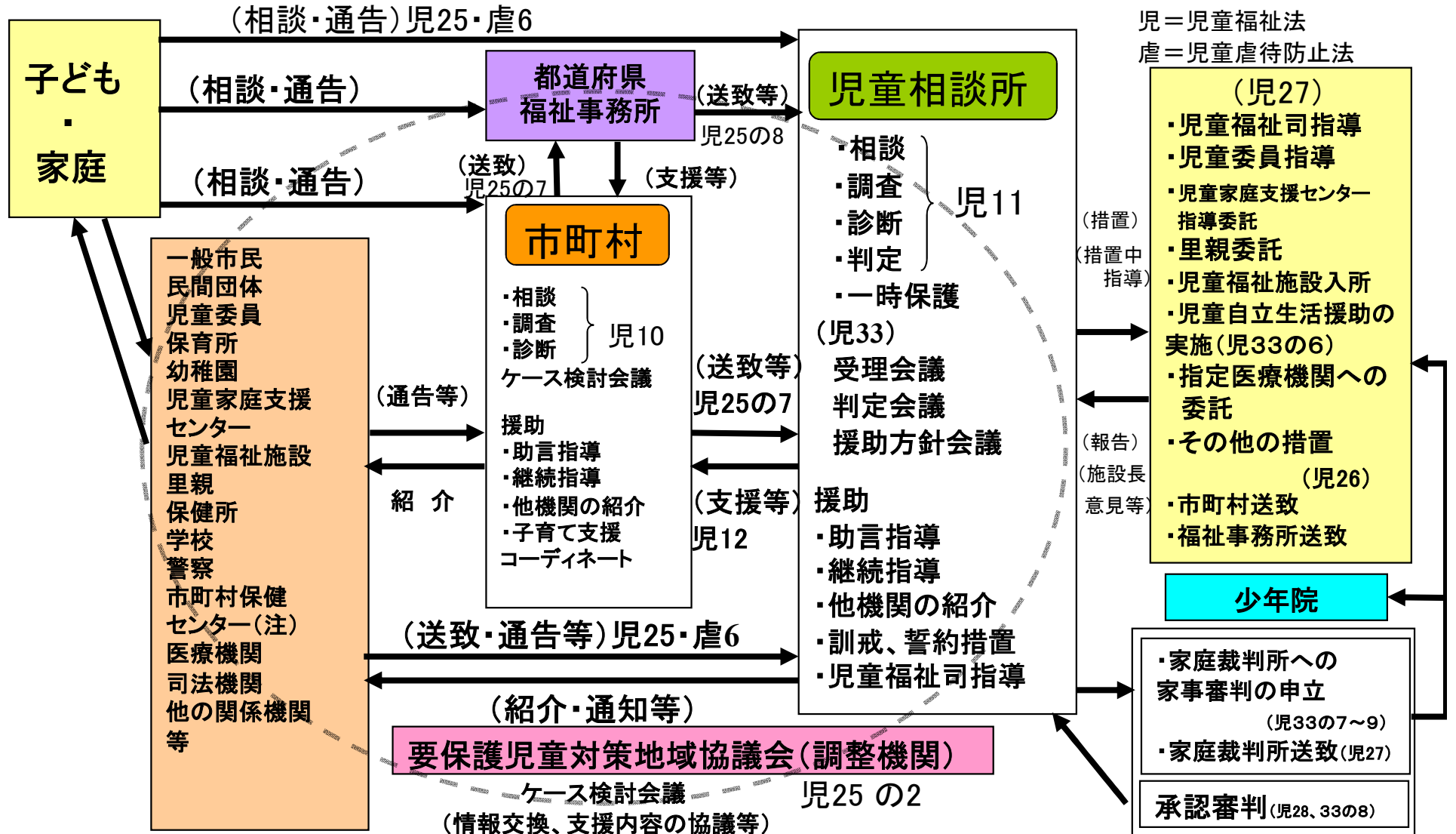
## 6 児童相談所と関係機関との連携図

右欄は関係機関から児童相談所へ  
左欄は児童相談所から関係機関へ





# 7 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図

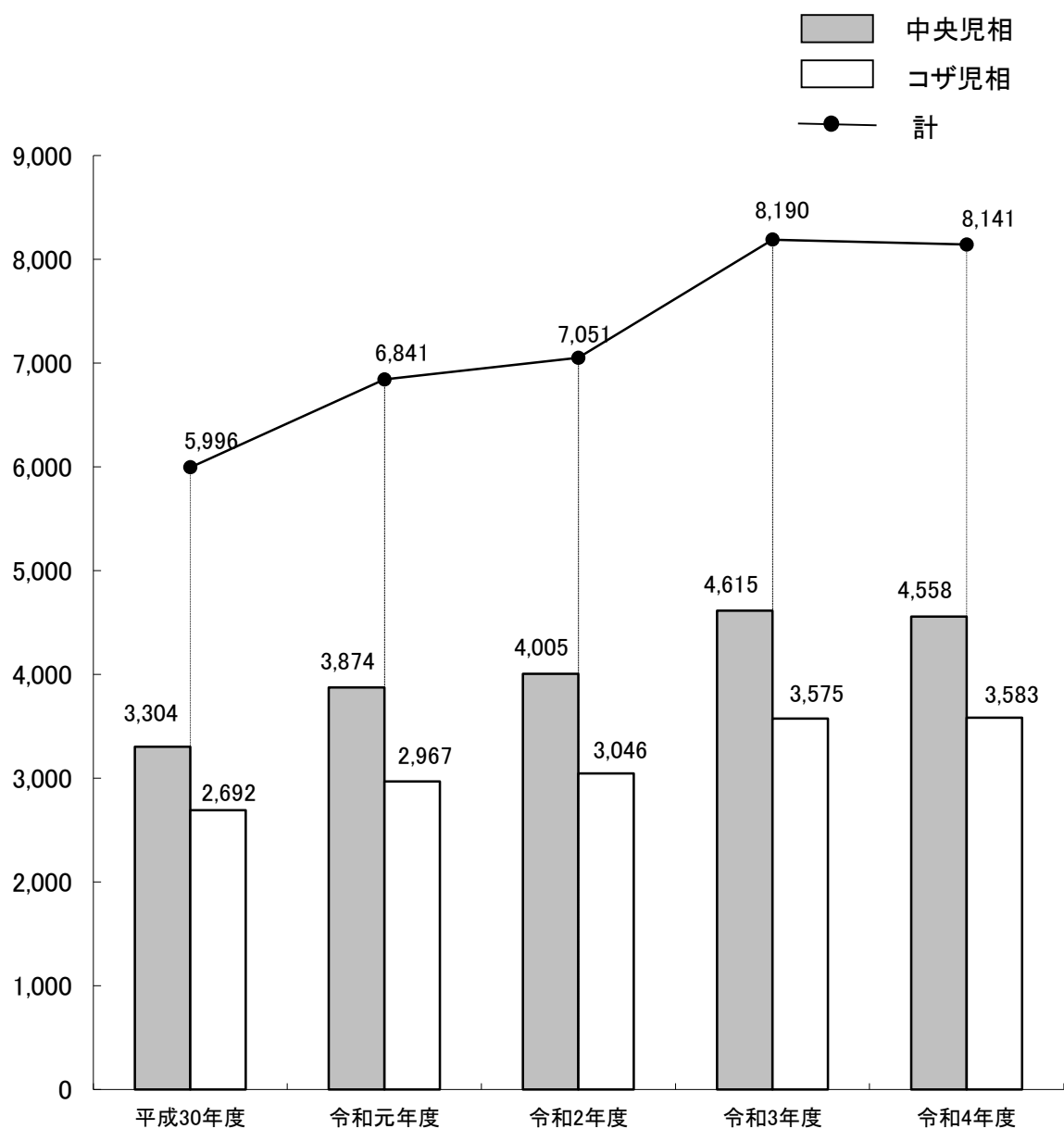


(注: 市町村保健センターについては、市町村の児童家庭相談の窓口として、一般住民等からの通告等を受け、相談援助業務を実施する場合も想定される。)

## 第2章 令和4年度業務実績

# 1 相談業務の概要

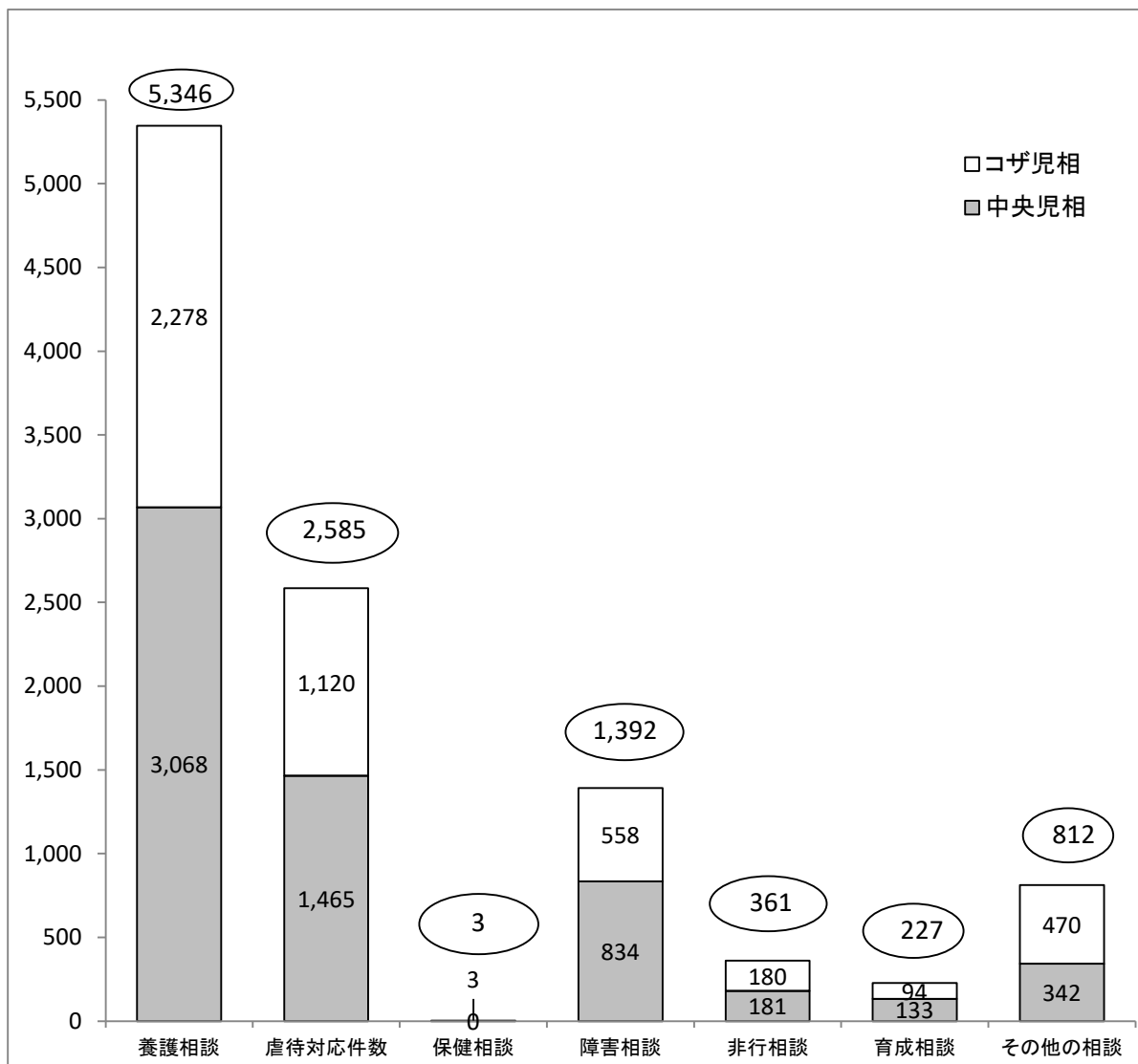
図1 年度別相談受付件数の推移



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中央児相	3,304	3,874	4,005	4,615	4,558
コザ児相	2,692	2,967	3,046	3,575	3,583
計	5,996	6,841	7,051	8,190	8,141

(1) 相談種別受付状況

図2 令和4年度 相談種別受付状況



※「その他の相談」とはいずれにも該当しない相談です。

※ 障害相談には重度加算判定も含まれます。

表2 令和4年度相談種別受付状況(全国との比較)

(件)

項目	種別	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計
沖縄	種別							
縄								
(令和4年度)		5,346 (65.7%)	3 (0.4%)	1,392 (17.1%)	361 (4.4%)	227 (2.8%)	812 (10.0%)	8,141 (100.0%)
全								
国								
(令和4年度)		284,614 (51.4%)	1,168 (3.5%)	184,431 (33.3%)	11,624 (2.1%)	38,405 (6.9%)	33,414 (6.0%)	553,656 (100.0%)

表3 相談種類別・受付件数の年度別推移

年度別	相談種類別 児相別	養護 相談	虐待 対応 件数	保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育成相談					そ の 他 の 相 談	計
					相 肢 体 不 自 自 由	障 害 相 談	視 聴 ・ 相 言 語	障 害 相 談	重 症 心 身	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 相 談	触 法 行 為 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談		
平成 30 年度	中 央	1,831	682	2	6	1	10	682	12	104	130	46	15	37	13	415	3,304	
	コザ	1,475	418	0	1	0	9	522	5	128	88	43	15	2	44	360	2,692	
	計	3,306	1,100	2	7	1	19	1,204	17	232	218	89	30	39	57	775	5,996	
令和 元 年度	中 央	2,507	924	1	1	1	12	738	2	88	86	83	11	40	11	293	3,874	
	コザ	1,761	683	4	1	0	2	523	2	139	85	59	8	2	23	358	2,967	
	計	4,268	1,607	5	2	1	14	1,261	4	227	171	142	19	42	34	651	6,841	
令和 2 年度	中 央	2,661	1,125	0	4	1	13	734	0	71	43	65	9	13	4	387	4,005	
	コザ	1,834	710	0	0	0	3	570	4	86	87	76	11	4	14	357	3,046	
	計	4,495	1,835	0	4	1	16	1,304	4	157	130	141	20	17	18	744	7,051	
令和 3 年度	中 央	2,911	1,485	2	1	0	4	785	2	107	83	85	10	56	23	546	4,615	
	コザ	2,379	1,024	3	0	0	4	583	3	77	119	30	16	3	19	339	3,575	
	計	5,290	2,509	5	1	0	8	1,368	5	184	202	115	26	59	42	885	8,190	
令和 4 年度	中 央	3,068	1,465	0	3	0	4	827	0	104	77	97	21	1	14	342	4,558	
	コザ	2,278	1,120	3	0	0	9	546	3	89	91	68	6	0	20	470	3,583	
	計	5,346	2,585	3	3	0	13	1,373	3	193	168	165	27	1	34	812	8,141	

表 4-1 相談種別・年齢別・受付状況

県 計(令和4年度)

年齢別	相談内容別	養		保	障 害 相 談					非行相談			育 成 相 談					そ の 他 の 相 談	計	
		護相	虐待 対応 件数		健 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	視 覚 ・ 言 語 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	小 計	ぐ 犯 相 談	触 法 行 為 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談			し つ け 相 談
就学前期	0歳	465	207	1	1	0	0	6	0	7	0	0	0	0	0	0	4	4	64	541
	1	364	183	0	0	0	0	21	0	21	0	0	0	0	0	0	1	1	28	414
	2	355	183	0	0	0	1	37	0	38	0	0	0	0	0	1	3	4	37	434
	3	364	162	0	0	0	1	64	0	65	0	0	0	0	0	0	5	5	37	471
	4	357	176	0	0	0	0	89	0	89	0	0	0	0	0	0	3	3	27	476
	5	297	155	0	0	0	0	102	0	102	1	0	1	2	0	0	3	5	26	431
	6	321	186	0	0	0	0	119	0	119	1	1	2	1	0	0	0	1	30	473
	小計	2,523	1,252	1	1	0	2	438	0	441	2	1	3	3	0	1	19	23	249	3,240
小学校期	7	308	169	1	0	0	1	95	0	96	1	2	3	6	1	0	2	9	44	461
	8	287	141	1	0	0	0	94	0	94	1	2	3	7	3	0	2	12	41	438
	9	240	122	0	0	0	0	70	0	70	0	8	8	12	0	0	3	15	35	368
	10	274	139	0	0	0	1	54	0	55	5	6	11	9	4	0	1	14	35	389
	11	261	124	0	0	0	2	88	0	90	7	15	22	20	0	0	0	20	37	430
	12	285	153	0	0	0	1	135	0	136	22	30	52	27	3	0	2	32	31	536
	小計	1,655	848	2	0	0	5	536	0	541	36	63	99	81	11	0	10	102	223	2,622
中学校期	13	310	122	0	0	0	0	117	1	118	45	62	107	21	4	0	0	25	60	620
	14	240	108	0	1	0	0	132	0	133	54	32	86	17	5	0	0	22	57	538
	15	216	99	0	1	0	3	52	0	56	32	8	40	19	4	0	2	25	62	399
	小計	766	329	0	2	0	3	301	1	307	131	102	233	57	13	0	2	72	179	1,557
中学卒業期	16	182	87	0	0	0	1	38	2	41	15	0	15	10	0	0	0	10	43	291
	17	155	69	0	0	0	1	57	0	58	9	2	11	13	2	0	0	15	36	275
	18以上	65	0	0	0	0	1	3	0	4	0	0	0	1	1	0	3	5	82	156
	小計	402	156	0	0	0	3	98	2	103	24	2	26	24	3	0	3	30	161	722
合計	5,346	2,585	3	3	0	13	1373	3	1392	193	168	361	165	27	1	34	227	812	8,141	
ホットライン(再掲)	766		6			5				40		67	17		20	104	62	983		

※年齢不明については18才以上に計上しています。

表4-2 相談種別・年齢別・受付状況

中央児相(令和4年度)

年齢別	相談内容別	養護		保健相談	障害相談					非行相談			育成相談				その他の相談	計		
		虐待対応件数	相談		肢体不自由相談	視覚・言語相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	小計	ぐ犯相談	触法行為相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談			しつけ相談	小計
就学前期	0歳	249	112	0	1	0	0	5	0	6	0	0	0	0	0	0	1	1	10	266
	1	217	113	0	0	0	0	14	0	14	0	0	0	0	0	0	1	1	12	244
	2	200	102	0	0	0	0	26	0	26	0	0	0	0	0	1	2	3	16	245
	3	218	87	0	0	0	0	35	0	35	0	0	0	0	0	0	1	1	14	268
	4	206	96	0	0	0	0	54	0	54	0	0	0	0	0	0	0	0	8	268
	5	164	83	0	0	0	0	72	0	72	1	0	1	1	0	0	1	2	13	252
	6	181	103	0	0	0	0	78	0	78	1	0	1	1	0	0	0	1	15	276
	小計	1,435	696	0	1	0	0	284	0	285	2	0	2	2	0	1	6	9	88	1,819
小学校期	7	168	92	0	0	0	0	52	0	52	0	2	2	3	1	0	1	5	18	245
	8	168	79	0	0	0	0	57	0	57	1	2	3	7	2	0	1	10	11	249
	9	142	72	0	0	0	0	46	0	46	0	1	1	7	0	0	3	10	14	213
	10	152	79	0	0	0	1	34	0	35	2	2	4	9	4	0	1	14	13	218
	11	152	71	0	0	0	0	43	0	43	5	5	10	8	0	0	0	8	15	228
	12	163	83	0	0	0	0	89	0	89	14	15	29	16	3	0	1	20	12	313
	小計	945	476	0	0	0	1	321	0	322	22	27	49	50	10	0	7	67	83	1,466
中学校期	13	188	71	0	0	0	0	60	0	60	21	28	49	9	3	0	0	12	18	327
	14	133	59	0	1	0	0	73	0	74	36	15	51	9	3	0	0	12	22	292
	15	133	62	0	1	0	2	26	0	29	12	6	18	10	2	0	1	13	32	225
	小計	454	192	0	2	0	2	159	0	163	69	49	118	28	8	0	1	37	72	844
中学卒業期	16	104	61	0	0	0	1	19	0	20	5	0	5	10	0	0	0	10	17	156
	17	82	40	0	0	0	0	41	0	41	6	1	7	6	2	0	0	8	21	159
	18以上	48	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	1	1	0	0	2	61	114
	小計	234	101	0	0	0	1	63	0	64	11	1	12	17	3	0	0	20	99	429
合計	3,068	1,465	0	3	0	4	827	0	834	104	77	181	97	21	1	14	133	342	4,558	

※年齢不明については18才以上に計上しています。

表4-3 相談種別・年齢別・受付状況

コザ児相(令和4年度)

年齢別	相談内容別	養護相談	虐待対応件数	保健相談	障害相談						非行相談			育成相談				その他の相談	計		
					肢体不自由相談	視覚・言語相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	小計	ぐ犯相談	触法行為相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談			小計	
就学前期	0歳	216	95	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3	54	275
	1	147	70	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	170
	2	155	81	0	0	0	1	11	0	12	0	0	0	0	0	0	0	1	1	21	189
	3	146	75	0	0	0	1	29	0	30	0	0	0	0	0	0	0	4	4	23	203
	4	151	80	0	0	0	0	35	0	35	0	0	0	0	0	0	0	3	3	19	208
	5	133	72	0	0	0	0	30	0	30	0	0	0	1	0	0	0	2	3	13	179
	6	140	83	0	0	0	0	41	0	41	0	1	1	0	0	0	0	0	0	15	197
	小計	1,088	556	1	0	0	2	154	0	156	0	1	1	1	0	0	0	13	14	161	1,421
小学校期	7	140	77	1	0	0	1	43	0	44	1	0	1	3	0	0	1	4	26	216	
	8	119	62	1	0	0	0	37	0	37	0	0	0	0	1	0	1	2	30	189	
	9	98	50	0	0	0	0	24	0	24	0	7	7	5	0	0	0	5	21	155	
	10	122	60	0	0	0	0	20	0	20	3	4	7	0	0	0	0	0	22	171	
	11	109	53	0	0	0	2	45	0	47	2	10	12	12	0	0	0	12	22	202	
	12	122	70	0	0	0	1	46	0	47	8	15	23	11	0	0	1	12	19	223	
	小計	710	372	2	0	0	4	215	0	219	14	36	50	31	1	0	3	35	140	1,156	
中学校期	13	122	51	0	0	0	0	57	1	58	24	34	58	12	1	0	0	13	42	293	
	14	107	49	0	0	0	0	59	0	59	18	17	35	8	2	0	0	10	35	246	
	15	83	37	0	0	0	1	26	0	27	20	2	22	9	2	0	1	12	30	174	
	小計	312	137	0	0	0	1	142	1	144	62	53	115	29	5	0	1	35	107	713	
中学卒業期	16	78	26	0	0	0	0	19	2	21	10	0	10	0	0	0	0	0	26	135	
	17	73	29	0	0	0	1	16	0	17	3	1	4	7	0	0	0	7	15	116	
	18以上	17	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	3	21	42	
	小計	168	55	0	0	0	2	35	2	39	13	1	14	7	0	0	3	10	62	293	
合計	2,278	1,120	3	0	0	9	546	3	558	89	91	180	68	6	0	20	94	470	3,583		

※年齢不明については18才以上に計上しています。



表5-1 相談種別・市町村別・受付状況 (中央児相受付)

中央児相(令和4年度)

市町村別	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談			育成相談				その他の相談	計	
	虐待相談件数	相談		肢体不自由相談	視覚・言語相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	小計	ぐ犯相談	触法行為相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談			小計
那覇市	1,050	501	0	1	0	0	308	0	309	46	35	81	30	6	0	8	44	144	1,628
糸満市	276	168	0	1	0	0	78	0	79	7	2	9	10	1	0	1	12	35	411
浦添市	357	175	0	0	0	1	88	0	89	9	3	12	13	0	0	0	13	20	491
宮古島市	316	132	0	0	0	1	26	0	27	6	9	15	3	6	0	2	11	14	383
石垣市	292	125	0	0	0	1	51	0	52	7	3	10	7	3	1	2	13	20	387
豊見城市	123	56	0	0	0	1	76	0	77	12	7	19	5	1	0	0	6	13	238
南城市	147	69	0	0	0	0	35	0	35	5	5	10	5	0	0	0	5	20	217
(市部計)	2,561	1,226	0	2	0	4	662	0	668	92	64	156	73	17	1	13	104	266	3,755
八重瀬町	67	47	0	0	0	0	33	0	33	1	3	4	3	0	0	0	3	3	110
与那原町	81	41	0	0	0	0	38	0	38	6	1	7	6	0	0	0	6	10	142
南風原町	125	49	0	0	0	0	49	0	49	3	2	5	6	0	0	0	6	14	199
西原町	73	38	0	0	0	0	33	0	33	2	4	6	7	2	0	1	10	6	128
久米島町	21	6	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	26
渡嘉敷村	21	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
栗国村	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	2
南大東村	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
北大東村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
(島尻郡計)	389	190	0	1	0	0	158	0	159	12	10	22	24	3	0	1	28	39	637
多良間村	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
(宮古郡計)	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
竹富町	24	10	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
与那国町	1	1	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
(八重山郡計)	25	11	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
管外	89	38	0	0	0	0	3	0	3	0	3	3	0	1	0	0	1	37	133
合計	3,068	1,465	0	3	0	4	831	0	834	104	77	181	97	21	1	14	133	342	4,558

※市町村不明については、管外に計上しています。

表5-2 相談種別・市町村別・受付状況（コザ児相受付）

コザ児相(令和4年度)

市町村別	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談			育成相談				その他の相談	計	
	虐待対応件数			肢体不自由相談	視覚・言語相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	小計	ぐ犯相談	触法行為相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談			小計
沖縄市	529	276	0	0	0	2	127	0	129	18	10	28	18	3	0	3	24	107	817
宜野湾市	519	231	0	0	0	0	95	0	95	20	43	63	20	0	0	5	25	95	797
うるま市	452	244	2	0	0	0	161	1	162	31	23	54	13	1	0	7	21	100	791
名護市	227	126	1	0	0	4	41	2	47	3	2	5	4	1	0	2	7	31	318
(市部計)	1727	877	3	0	0	6	424	3	433	72	78	150	55	5	0	17	77	333	2,723
国頭村	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5
大宜味村	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
東村	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
今帰仁村	13	6	0	0	0	0	3	0	3	1	0	1	0	0	0	0	0	6	23
本部町	33	19	0	0	0	1	8	0	9	0	0	0	2	0	0	0	2	5	49
恩納村	27	17	0	0	0	1	6	0	7	3	1	4	1	0	0	0	1	10	49
宜野座村	21	13	0	0	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	2	32
金武町	47	24	0	0	0	0	16	0	16	4	4	8	0	0	0	1	1	13	85
伊江村	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(国頭郡計)	149	80	0	0	0	2	45	0	47	8	5	13	3	0	0	1	4	39	252
読谷村	70	24	0	0	0	0	31	0	31	8	3	11	3	0	0	1	4	20	136
嘉手納町	36	16	0	0	0	0	3	0	3	0	3	3	2	0	0	0	2	10	54
北谷町	111	46	0	0	0	0	18	0	18	0	1	1	3	1	0	0	4	24	158
北中城村	23	10	0	0	0	0	9	0	9	1	1	2	0	0	0	0	0	3	37
中城村	66	37	0	0	0	1	15	0	16	0	0	0	1	0	0	0	1	10	93
(中頭郡計)	306	133	0	0	0	1	76	0	77	9	8	17	9	1	0	1	11	67	478
管外	96	30	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	2	31	130
合計	2,278	1,120	3	0	0	9	546	3	558	89	91	180	68	6	0	20	94	470	3,583
県計	5,346	2,585	3	3	0	13	1,377	3	1,392	193	168	361	165	27	1	34	227	812	8,141

表6-1 相談種別・市町村別・受付状況（市町村受付）

中央児相管内(令和4年度)

市町村別	養護相談			保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談			育 成 相 談					そ の 他 の 相 談	計
	虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談	小 計		肢 体 不 自 由 相 談	視 覚 ・ 言 語 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	小 計	ぐ 犯 相 談	触 法 行 為 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し つ け 相 談	小 計		
那 覇 市	643	145	788	27	0	4	1	1	29	35	9	2	11	36	37	2	16	91	190	1,142
糸 満 市	24	68	92	0	0	0	0	0	4	4	1	2	3	6	7	2	1	16	11	126
浦 添 市	51	121	172	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	8	5	0	9	22	4	199
宮 古 島 市	8	48	56	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4	1	25	30	91	182
石 垣 市	14	31	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	49
豊 見 城 市	25	27	52	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	6	21	0	17	44	16	118
南 城 市	34	79	113	11	0	0	0	0	10	10	3	0	3	10	11	0	1	22	62	221
(市部計)	799	519	1,318	42	0	5	1	1	49	56	14	4	18	66	85	5	69	225	378	2,037
八 重 瀬 町	18	37	55	0	0	0	0	0	2	2	1	0	1	2	3	1	0	6	13	77
与 那 原 町	54	76	130	0	0	0	0	0	2	2	2	0	2	0	5	0	1	6	1	141
南 風 原 町	47	38	85	2	0	0	0	0	16	16	3	1	4	5	22	0	137	164	38	309
西 原 町	11	12	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	24
久 米 島 町	4	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	0	14
渡 嘉 敷 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座 間 味 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粟 国 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡 名 喜 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
南 大 東 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北 大 東 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(島尻郡計)	134	167	301	2	0	0	0	0	20	20	6	1	7	8	37	1	138	184	52	566
多 良 間 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(宮古郡計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹 富 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与 那 国 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(八重山郡計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	933	686	1,619	44	0	5	1	1	69	76	20	5	25	74	122	6	207	409	430	2,603

※平成17年度以降、市町村も相談窓口となっており、各市町村にて受け付けた相談件数を掲載。

表6-2 相談種別・市町村別・受付状況（市町村受付）

コザ児相管内(令和4年度)

相談内容別 市町村別	養護相談			保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談			育 成 相 談					そ の 他 の 相 談	計
	虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談	小 計		肢 体 不 自 由 相 談	視 覚 ・ 言 語 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	小 計	ぐ 犯 相 談	触 法 行 為 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し つ け 相 談	小 計		
沖 縄 市	212	152	364	3	1	2	0	1	2	6	3	2	5	8	28	2	40	78	77	533
宜 野 湾 市	114	211	325	0	0	0	0	1	1	2	4	1	5	14	11	0	11	36	563	931
う る ま 市	37	199	236	1	0	0	0	1	2	3	10	1	11	16	15	0	10	41	143	435
名 護 市	62	111	173	21	0	3	1	2	9	15	9	0	9	8	18	1	8	35	221	474
(市部計)	425	673	1,098	25	1	5	1	5	14	26	26	4	30	46	72	3	69	190	1,004	2,373
国 頭 村	4	3	7	10	0	5	0	0	22	27	0	0	0	71	19	26	3	119	32	195
大 宜 味 村	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
東 村	3	11	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
今 帰 仁 村	10	14	24	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	30
本 部 町	52	0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52
恩 納 村	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	4
宜 野 座 村	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9
金 武 町	37	14	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51
伊 江 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊 平 屋 村	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	3	1	5
伊 是 名 村	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	3	3	8
(国頭郡計)	115	44	159	11	1	5	0	0	24	30	0	1	1	72	22	26	5	125	44	370
読 谷 村	15	48	63	0	0	0	0	0	5	5	1	2	3	0	5	4	15	24	24	119
嘉 手 納 町	17	4	21	0	0	0	0	0	1	1	2	0	2	3	8	0	4	15	18	57
北 谷 町	16	51	67	1	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	14	15	8	93
北 中 城 村	19	10	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	10	42
中 城 村	36	25	61	0	0	0	1	0	0	1	2	0	2	1	1	0	1	3	2	69
(中頭郡計)	103	138	241	1	0	2	1	0	6	9	5	2	7	5	15	4	36	60	62	380
管 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	643	855	1,498	37	2	12	2	5	44	65	31	7	38	123	109	33	110	375	1,110	3,123
県 計	1,576	1,541	3,117	81	2	17	3	6	113	141	51	12	63	197	231	39	317	784	1,540	5,726

※平成17年度以降、市町村も相談窓口となっており、各市町村にて受け付けた相談件数を掲載。

表 7 - 1 相談種別・処理状況

県 計 (令和4年度)

相談内容別 処理別		養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
		虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 覚 ・ 言 語 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 相 談	触 法 行 為 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し つ け 相 談		
面接指導	助 言 指 導 (1)	167	1,438	3	0	0	12	1,142	2	55	14	66	19	1	24	405	3,348
	継 続 指 導 (2)	2,318	682	0	0	0	1	20	0	54	85	48	4	0	1	83	3,296
	他 機 関 に 幹 旋 ・ 紹 介 (3)	14	6	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	5	29
児 童 福 祉 司 指 導 (4)		3	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	10
児 童 委 員 指 導 (5)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託 (6)		1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
市 町 村 ・ 福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知 (7)		55	8	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	68
訓 戒 ・ 誓 約 (8)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設	入 所 (9)	21	65	0	0	0	0	0	0	2	6	1	0	0	0	0	95
	少 年 審 判 に よ る ( 再 掲 ) (10)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	通 所 (11)	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
指 定 医 療 機 関 委 託 (12)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里 親 委 託 (13)		6	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	31
法 第 27 条 第 1 項 第 4 号 に よ り 家 裁 送 致 (14)		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約 (15)		0	2	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	1	11
そ の 他 (16)		0	848	0	4	0	0	138	0	84	60	48	3	0	34	306	1,525
計 (17)		2,585	3,090	3	4	0	20	1,301	3	197	169	168	27	1	59	803	8,430
施設入所待機(再掲) (18)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未処理件数(年度末現在) (19)		0	0	0	0	0	0	234	0	0	0	0	0	0	0	9	243
施設入所待機(再掲) (20)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 7 - 2 相談種別・処理状況

中央児相(令和4年度)

相談内容別 処理別		養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
		虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 覚 ・ 言 語 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 相 談	触 法 行 為 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し つ つ け 相 談		
面接指導	助言指導(1)	0	758	0	0	0	4	704	0	19	6	18	13	1	7	69	1,599
	継続指導(2)	1,407	324	0	0	0	0	16	0	33	29	36	4	0	1	33	1,883
	他機関に 斡旋・紹介(3)	14	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	20
児童福祉司指導(4)		0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	4
児童委員指導(5)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童家庭支援センター 指導・指導委託(6)		0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
市町村指導委託(7)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村・福祉事務所 送致又は通知(8)		38	8	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	51
訓戒・誓約(9)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設	入所(10)	6	42	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	54
	少年審判に よる(再掲)(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通所(12)	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
指定医療機関委託(13)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里親委託(14)		0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	14
法第27条第1項第4 号により家裁送致(15)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
障害児施設等への利用契約(16)		0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4
その他(17)		0	451	0	4	0	0	87	0	51	32	39	3	0	31	236	934
計(18)		1,465	1,614	0	4	0	4	808	0	104	77	97	21	1	39	342	4,576
施設入所待機(再掲)(19)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未処理件数(年度末現在)(20)		0	0	0	0	0	0	148	0	0	0	0	0	0	0	0	148
施設入所待機(再掲)(21)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 7-3 相談種別・処理状況

コザ児相(令和4年度)

処理別 相談内容別		養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
		虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 覚 ・ 言 語 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 相 談	触 法 行 為 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し つ け 相 談		
面接指導	助言指導(1)	167	680	3	0	0	8	438	2	36	8	48	6	0	17	336	1,749
	継続指導(2)	911	358	0	0	0	1	4	0	21	56	12	0	0	0	50	1,413
	他機関に 斡旋・紹介(3)	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	5	9
児童福祉司指導(4)		3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
児童委員指導(5)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童家庭支援センター 指導・指導委託(6)		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
市町村指導委託(7)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村・福祉事務所 送致又は通知(8)		17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
訓戒・誓約(9)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設	入所(10)	15	23	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	41
	少年審判に よる(再掲)(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	通所(12)	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
指定医療機関委託(13)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里親委託(14)		6	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
法第27条第1項第4 号により家裁送致(15)		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
障害児施設等への利用契約(16)		0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
その他(17)		0	397	0	0	0	0	51	0	33	28	9	0	0	3	70	591
計(18)		1,120	1,476	3	0	0	16	493	3	93	92	71	6	0	20	461	3,854
施設入所待機(再掲)(19)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未処理件数(年度末現在)(20)		0	0	0	0	0	0	86	0	0	0	0	0	0	0	9	95
施設入所待機(再掲)(21)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表8 施設別措置・解除、里親委託状況

(令和5年3月31日現在)

施設別	施設名	定員	令和4年度入所				令和4年度退所				令和4年度末在籍											
			中央		コザ		計		中央		コザ		計		中央		コザ		計			
			措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約		
乳児院	吉水寮	20	6		6		12		1		6		7		7		7		14			
児童養護施設	石嶺児童園	82	9		3		12		5		8		13		59		10		69			
	漲水学園	24	1				1		5				5		11				11			
	愛隣園	46	6		5		11		2		2		4		26		17		43			
	青雲寮	36	7				7		4		2		6		28		5		33			
	美さと児童園	50	1		6		7		4		3		7		14		28		42			
	島添の丘	40	4		4		8		9		3		12		21		12		33			
	なごみ	36	1		10		11		5		3		8		13		18		31			
	ならさ	35	5				5		3				3		31				31			
計		349	34		28		62		37		21		58		203		90		293			
障害児入所施設	福祉型 障害児 入所 施設	あけぼの学園	4						1				1									
		沖縄中央育成園	20	1	1		1	1			1			1	4	8	1		5	8		
		そよかぜ寮	30		1			1	2				2		5	12		2		5	14	
		名護わかば園	20			2		2	1	1	1	2	2	3			9	2		9	2	
	計		74	1	2	2		3	2	4	1	1	3	5	4	9	20	10	4	19	24	
	医療型 障害児 入所 施設	医療型障害児入所施設	沖繩南部療育医療センター	140	2	1			2	1		8			8	3	11	1	7		4	18
		沖繩中部療育医療センター	80			4		4	1			1	1	1		3	1	11		1	14	
		沖繩療育園	100													2		1			3	
		名護療育医療センター	80			4									1	2	2	7		3	9	
	指定 医療 機関	国立病院機構 沖繩病院	40																			
国立病院機構 琉球病院		90		1	1		2		1	1		2					2			2		
計		520	2	2		9	2	7	1	9		2	1	11	4	18	4	28	8	46		
情緒障害児 短期治療施設	ノアーズ・ガーデン	30	6		4		10		6		3		9		15		8			23		
児童自立 支援 施設	若夏学院	30	6		1		7		10		5		15		5		1			6		
	(県外)																					
	国立武蔵野学院	70																				
	国立きぬ川学院	70			1		1										1			1		
計		170	6		2		8		10		5		15		5		2			7		
里親委託			14		13		27		13		11		24		89		56			145		
ファミリーホーム		53	1		4		5		3		3		6		19		18			37		
合計			70	4	59	9	129	9	75	10	50	5	125	15	351	38	195	32	546	70		

※平成26年4月1日付で一部の医療型障害児施設の名称が変更となりました。

平成26年度からは変更後の名称を記載しております。

(旧)

(新)

沖繩整肢療護園 → 沖繩南部療育医療センター

沖繩小児発達センター → 沖繩中部療育医療センター

※医療型障害児入所施設の定員は、児・者合計の数になります。

※心身障害児施設においては、原則として利用形態が契約となっています。



## 2 相談種別の取扱い状況

### (1) 養護相談の状況

図3 養護相談受付件数の年度別推移

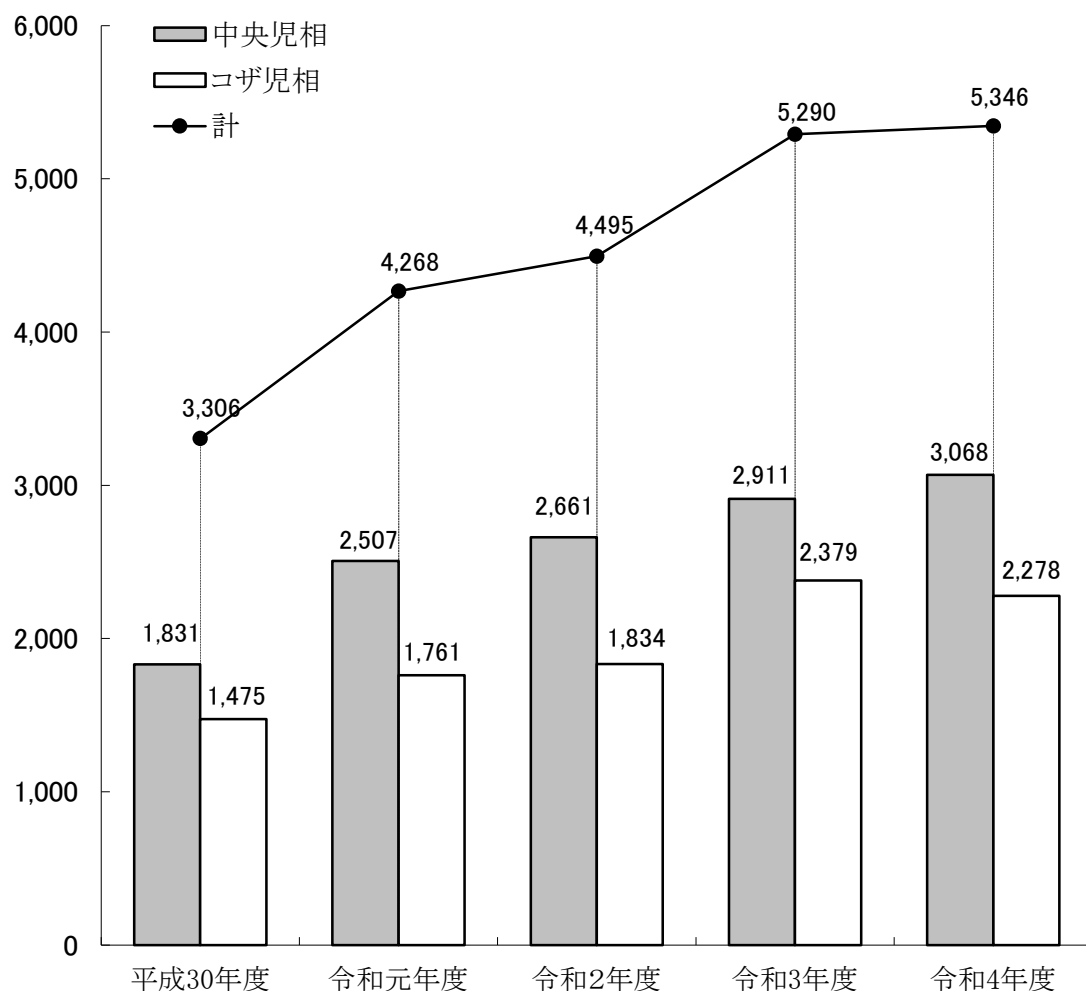


表9 養護相談受付件数の年度別推移

(件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中央児相	1,831	2,507	2,661	2,911	3,068
コザ児相	1,475	1,761	1,834	2,379	2,278
計	3,306	4,268	4,495	5,290	5,346

表 10 養護相談理由別・処理件数

(令和4年度)

処理別	理由別 児相別	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境			その他	合計
						虐待	その他	合計		
施設入所	中央児相	0	1	0	0	6	29	35	12	48
	コザ児相	0	2	0	5	15	16	31	0	38
	計	0	3	0	5	21	45	66	12	86
里親委託	中央児相	0	2	0	0	0	8	8	1	11
	コザ児相	0	0	0	2	6	9	15	0	17
	計	0	2	0	2	6	17	23	1	28
児童福祉司指導	中央児相	0	0	0	0	0	2	2	0	2
	コザ児相	0	0	0	0	3	5	8	0	8
	計	0	0	0	0	3	7	10	0	10
面接指導	中央児相	6	0	4	39	1,421	783	2,204	254	2,507
	コザ児相	5	7	0	32	1,078	888	1,966	108	2,118
	計	11	7	4	71	2,499	1,671	4,170	362	4,625
その他	中央児相	16	10	1	21	38	332	370	95	513
	コザ児相	0	7	0	8	21	374	395	13	423
	計	16	17	1	29	59	706	765	108	936
合計	中央児相	22	13	5	60	1,465	1,154	2,619	362	3,081
	コザ児相	5	16	0	47	1,123	1,292	2,415	121	2,604
	計	27	29	5	107	2,588	2,446	5,034	483	5,685
全国 (令和4年度)		613	496	249	5,921	215,710	46,708	262,418	22,422	292,119

※虐待とは身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(養育拒否、怠慢)、心理的虐待をいう。

## (2) 児童虐待の状況

図4 虐待ケース件数と伸び率

### 児童虐待件数推移

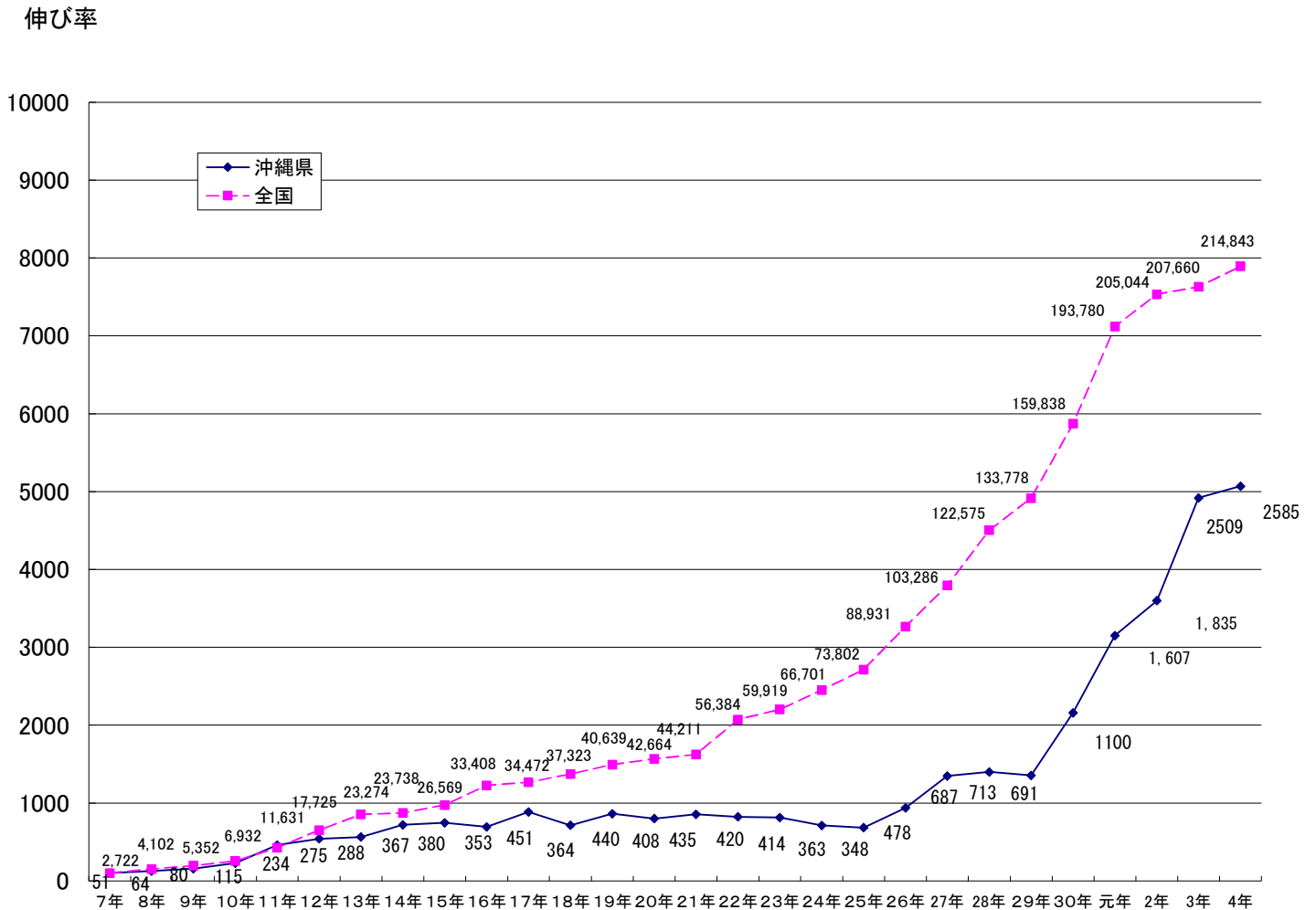


表11 児童虐待件数と伸び率

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
沖縄県	51 (100)	64 (125)	80 (157)	115 (225)	234 (459)	275 (539)	288 (565)	367 (720)	380 (745)	353 (692)	451 (884)	364 (714)	440 (863)	408 (800)
全国	2,722 (100)	4,102 (151)	5,352 (197)	6,932 (255)	11,631 (427)	17,725 (651)	23,274 (855)	23,738 (872)	26,569 (976)	33,408 (1,227)	34,472 (1,266)	37,323 (1,371)	40,639 (1,493)	42,664 (1,567)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
沖縄県	435 (853)	420 (824)	414 (812)	363 (712)	348 (682)	478 (937)	687 (1,347)	713 (1,398)	691 (1,355)	1,100 (2,157)	1,607 (3,151)	1,835 (3,598)	2,509 (4,920)	2,585 (5,069)
全国	44,211 (1,624)	56,384 (2,071)	59,919 (2,201)	66,701 (2,450)	73,802 (2,711)	88,931 (3,267)	103,286 (3,794)	122,575 (4,503)	133,778 (4,915)	159,838 (5,872)	193,780 (7,119)	205,044 (7,533)	207,660 (7,629)	214,843 (7,893)

※( )内は、平成7年度を100とした指数(伸び率)です。

図5 虐待種別相談内訳

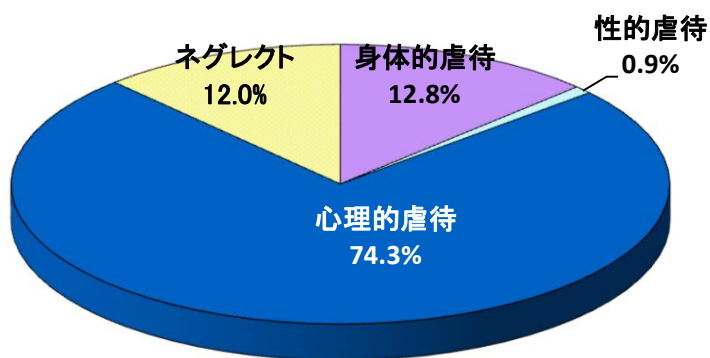


表12 虐待種別相談内訳

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
沖縄	中央児相	187(12.8%)	10(0.7%)	1,124(76.7%)	144(9.8%)	1,465(100%)
	コザ児相	143(12.8%)	13(1.2%)	791(71.2%)	167(14.9%)	1,120(100%)
	計	330(12.8%)	23(0.9%)	1,921(74.3%)	311(12.0%)	2,585(100%)
全国	件数	49,464	2,393	128,114	34,872	214,843
	割合	23.0%	1.1%	59.6%	16.2%	100.0%

\*全国値は「令和4年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」より

図6 主たる虐待者

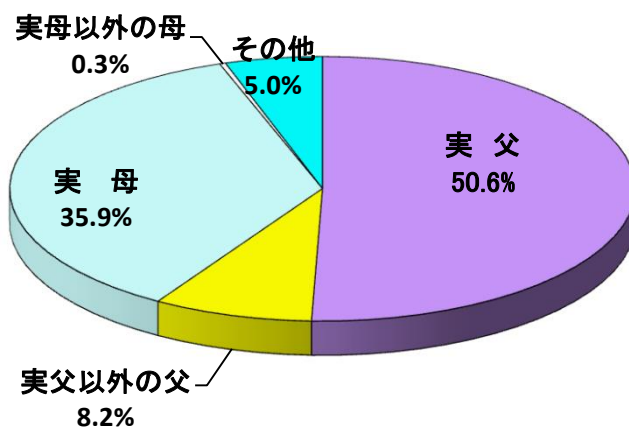


表13 主たる虐待者

		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
沖縄	中央児相	772(52.7%)	119(8.1%)	510(34.8%)	7(0.5%)	57(3.9%)	1,465(100%)
	コザ児相	535(47.8%)	94(8.4%)	417(37.2%)	1(0.1%)	73(6.5%)	1,120(100%)
	計	1,307(50.6%)	213(8.2%)	927(35.9%)	8(0.3%)	130(5.0%)	2,585(100%)
全国	件数	91,582	10,881	103,094	994	8,292	214,843
	割合%	42.6%	5.1%	48.0%	0.5%	3.9%	100.0%

\*全国値は「令和4年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」より

表14 虐待の相談経路

	家族						親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	都道府県			市町村			児童福祉施設・ 指定医療機関			警 察 等	児童家庭支援センター	認定こども園	家庭 裁判 所	保健所及び 医療機関		学校等			里 親	児童委員 (通信媒介)	そ の 他	計		
	虐待者本人			虐待者以外						児童 相談 所	福 祉 事 務 所 の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 医 療 機 関	保 健 所					医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等							
	父	母	他	父	母	他																											
中央 児 相	身体的虐待	1	4	0	0	2	1	2	13	4	0	0	0	3	0	0	11	5	1	0	105	0	1	0	0	4	0	29	0	0	0	1	187
	性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	7	0	0	0	10	
	心理的虐待	0	0	0	2	4	0	6	28	3	5	2	0	2	0	0	7	1	2	0	1040	0	0	0	0	5	0	12	2	0	0	3	1,124
	ネグレクト	0	0	0	0	0	0	3	8	0	2	0	0	7	0	0	9	0	0	0	108	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	144	
	計	1	4	0	2	6	1	11	50	7	7	2	0	12	0	0	27	6	3	0	1,254	0	1	0	0	11	0	54	2	0	0	4	1,465
コ ザ 児 相	身体的虐待	1	3	0	1	1	0	1	6	1	5	0	0	15	0	0	4	0	0	0	84	0	0	0	0	8	3	10	0	0	0	143	
	性的虐待	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	0	0	0	13	
	心理的虐待	2	4	0	3	7	2	0	18	1	8	0	8	14	0	0	9	0	1	0	707	0	0	0	0	3	10	0	0	0	797		
	ネグレクト	2	1	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	12	0	0	2	0	1	0	131	0	0	0	0	3	0	6	0	0	3	167	
	計	5	8	0	4	9	2	4	27	2	13	0	8	45	0	0	16	0	2	0	922	0	0	0	0	13	6	31	0	0	3	1,120	
合 計	6	12	0	6	15	3	15	77	9	20	2	8	57	0	0	43	6	5	0	2,176	0	1	0	0	24	6	85	2	0	0	7	2,585	
割合%	0.2	0.5	0.0	0.2	0.6	0.1	0.6	3.0	0.3	0.8	0.1	0.3	2.2	0.0	0.0	1.7	0.2	0.2	0.0	84.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.2	3.3	0.1	0.0	0.0	0.3	100.0	

表15 処理内訳

	施設入所	里親等委託	面接指導	その他	計	
沖 縄	中央	6 (0.4%)	0 (0.0%)	1,421 (97.0%)	38 (2.6%)	1,465 (100.0%)
	コザ	15 (1.3%)	6 (0.5%)	1078 (96.3%)	21 (1.9%)	1,120 (100.0%)
	計	21 (0.8%)	6 (0.2%)	2499 (96.7%)	59 (2.3%)	2,585 (100.0%)
全 国	件 数	3,741	689	184,208	27,072	215,710
	割合%	1.7%	0.3%	85.4%	12.6%	100.0%

表16 施設入所の内訳

	児童養護 施設	乳児院	児童自立 支援施設	知的障害 児施設	その他	計
沖 縄	中央	6	0	0	0	6
	コザ	12	0	0	3	15
	計	18 (85.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (14.3%)	0 (0.0%)

\*全国値は「令和4年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」より

図7 被虐待児童の年齢・相談種別

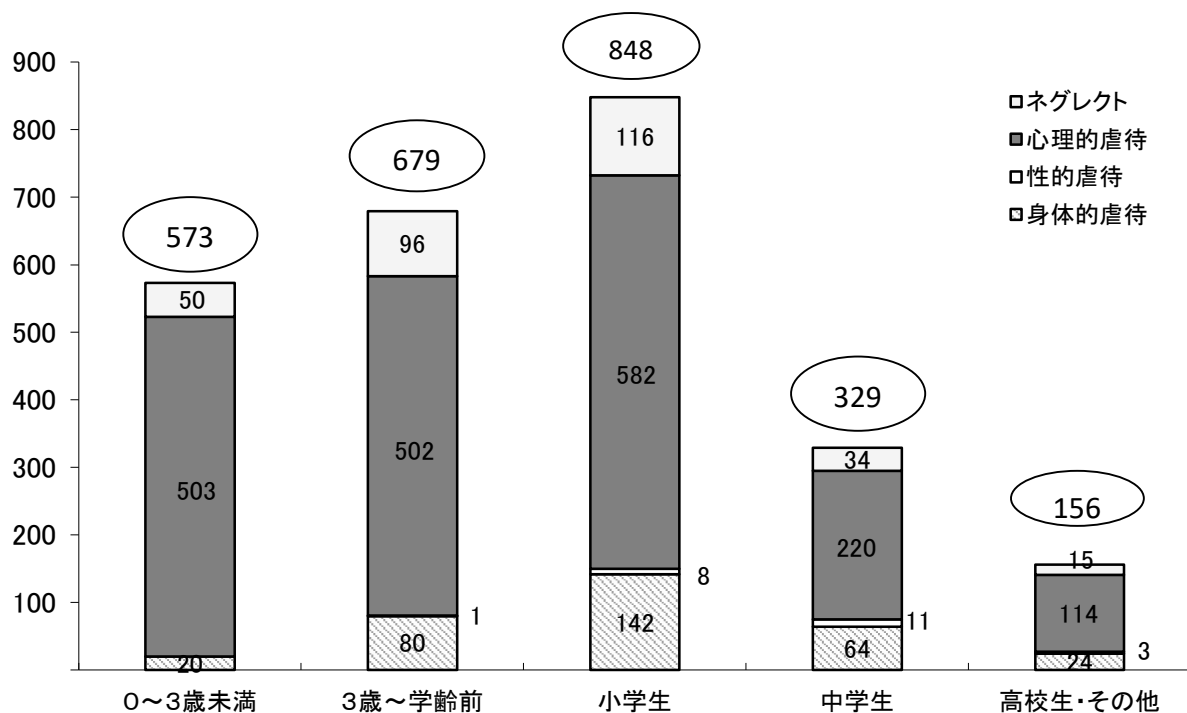


表17 被虐待児童の年齢・相談種別

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	割合(%)
中央 児 相	0～3歳未満	11	0	293	23	327	22.3
	3歳～学齢前	43	1	286	39	369	25.2
	小学生	78	5	340	53	476	32.5
	中学生	37	4	133	18	192	13.1
	高校生・その他	18	0	72	11	101	6.9
	計	187	10	1,124	144	1,465	100.0
コ ザ 児 相	0～3歳未満	9	0	210	27	246	22.0
	3歳～学齢前	37	0	216	57	310	27.7
	小学生	64	3	242	63	372	33.2
	中学生	27	7	87	16	137	12.2
	高校生・その他	6	3	42	4	55	4.9
	計	143	13	797	167	1,120	100.0
県 計	0～3歳未満	20	0	503	50	573	22.2
	3歳～学齢前	80	1	502	96	679	26.3
	小学生	142	8	582	116	848	32.8
	中学生	64	11	220	34	329	12.7
	高校生・その他	24	3	114	15	156	6.0
	計	330	23	1,921	311	2,585	100.0

表18 被虐待児童の年齢・相談種別

(令和4年度)

	身体的虐待			性的虐待			心理的虐待			ネグレクト			計		
	中央	コザ	計	中央	コザ	計	中央	コザ	計	中央	コザ	計	中央	コザ	計
0歳	2	5	7	0	0	0	103	86	189	7	4	11	112	95	207
1歳	5	0	5	0	0	0	98	63	161	10	7	17	113	70	183
2歳	4	4	8	0	0	0	92	61	153	6	16	22	102	81	183
3歳	8	7	15	0	0	0	71	61	132	8	7	15	87	75	162
4歳	11	8	19	1	0	1	79	49	128	5	23	28	96	80	176
5歳	13	12	25	0	0	0	57	49	106	13	11	24	83	72	155
6歳	11	10	21	0	0	0	79	57	136	13	16	29	103	83	186
7歳	10	8	18	1	0	1	69	58	127	12	11	23	92	77	169
8歳	15	10	25	0	1	1	55	43	98	9	8	17	79	62	141
9歳	15	6	21	0	0	0	47	35	82	10	9	19	72	50	122
10歳	11	13	24	0	0	0	62	35	97	6	12	18	79	60	139
11歳	12	12	24	1	2	3	50	31	81	8	8	16	71	53	124
12歳	15	15	30	3	0	3	57	40	97	8	15	23	83	70	153
13歳	13	11	24	0	2	2	51	32	83	7	6	13	71	51	122
14歳	8	12	20	1	3	4	46	28	74	4	6	10	59	49	108
15歳	16	4	20	3	2	5	36	27	63	7	4	11	62	37	99
16歳	12	3	15	0	1	1	44	22	66	5	0	5	61	26	87
17歳	6	3	9	0	2	2	28	20	48	6	4	10	40	29	69
18歳~/不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	187	143	330	10	13	23	1,124	797	1,921	144	167	311	1,465	1,120	2,585

表19 立入調査・警察官の同行

	立入調査	警察官の同行
中央	0	3
コザ	0	5
計	0	8

表20 知事勧告・家庭裁判所勧告

	知事勧告	家庭裁判所勧告
中央	0	1
コザ	0	0
計	0	0

表21 親権、後見人関係

(令和4年度)

	児童福祉施設入所の請求		親権喪失宣言の請求		後見人選任の請求		後見人解任の請求	
	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数
中央	3	1	0	0	0	0	0	0
コザ	4	3	0	0	0	0	0	0
計	7	4	0	0	0	0	0	0

表22 出頭要求・臨検・搜索

(令和4年度)

	出頭要求	再出頭要求	臨検		搜索	
			請求件数	承認件数	請求件数	承認件数
中央	0	0	0	0	0	0
コザ	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

## 虐待相談(処理)の時系列表

表23 児童虐待処理件数の推移

	平21年	平22年	平23年	平24年	平25年	平26年	平27年	平28年	平29年	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年
中央児相	206	245	252	202	200	253	372	407	439	682	924	1,125	1,485	1,465
コザ児相	229	175	162	161	148	225	315	306	252	418	683	710	1,024	1,120
計	435	420	414	363	348	478	687	713	691	1,100	1,607	1,835	2,509	2,585

表24 虐待の相談経路

	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
平成30年 (%)	27 (2.5%)	7 (0.6%)	51 (4.6%)	8 (0.7%)	52 (4.7%)	1 (0.1%)	22 (2.0%)	0 (0.0%)	762 (69.3%)	71 (6.5%)	99 (9.0%)	1,100 (100.0%)
令和元年 (%)	31 (1.9%)	17 (1.1%)	57 (3.5%)	4 (0.2%)	62 (3.9%)	1 (0.1%)	36 (2.2%)	6 (0.4%)	1232 (76.7%)	94 (5.8%)	67 (4.2%)	1,607 (100.0%)
令和2年 (%)	54 (2.9%)	15 (0.8%)	73 (4.0%)	12 (0.7%)	32 (1.7%)	0 (0.0%)	23 (1.3%)	0 (0.0%)	1423 (77.5%)	93 (5.1%)	110 (6.0%)	1,835 (100.0%)
令和3年 (%)	81 (3.2%)	12 (0.5%)	97 (3.9%)	12 (0.5%)	72 (2.9%)	0 (0.0%)	17 (0.7%)	17 (0.7%)	1,994 (79.5%)	88 (3.5%)	119 (4.7%)	2,509 (100.0%)
令和4年 (%)	42 (1.6%)	15 (0.6%)	77 (3.0%)	9 (0.3%)	59 (2.3%)	0 (0.0%)	24 (0.9%)	11 (0.4%)	2176 (84.2%)	93 (3.6%)	79 (3.1%)	2,585 (100.0%)

表25 虐待種別相談内訳

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
平成30年	197 (17.9%)	11 (1.0%)	734 (66.7%)	158 (14.4%)	1100 (100.0%)
令和元年	284 (17.7%)	20 (1.2%)	1102 (68.6%)	201 (12.5%)	1607 (100.0%)
令和2年	280 (15.3%)	19 (1.0%)	1366 (74.4%)	170 (9.3%)	1,835 (100.0%)
令和3年	299 (11.9%)	12 (0.5%)	1,940 (77.3%)	258 (10.3%)	2,509 (100.0%)
令和4年	330 (12.8%)	23 (0.9%)	1,921 (74.3%)	311 (12.0%)	2,585 (100.0%)

表26 主たる虐待者

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
平成30年	607 (55.2%)	110 (10.0%)	318 (28.9%)	2 (0.2%)	63 (5.7%)	1,100 (100.0%)
令和元年	981 (61.0%)	103 (6.4%)	449 (27.9%)	4 (0.2%)	70 (4.4%)	1,607 (100.0%)
令和2年	1,030 (56.1%)	170 (9.3%)	566 (30.8%)	7 (0.4%)	62 (3.4%)	1,835 (100.0%)
令和3年	1,264 (50.4%)	193 (7.7%)	965 (38.5%)	10 (0.4%)	77 (3.1%)	2,509 (100.0%)
令和4年	1,307 (50.6%)	213 (8.2%)	927 (35.9%)	8 (0.3%)	130 (5.0%)	2,585 (100.0%)

表27 虐待相談の処理内訳

	施設入所	里親委託	面接指導	その他	計
平成30年	30 (2.7%)	6 (0.5%)	1,006 (91.5%)	58 (5.3%)	1,100 (100.0%)
令和元年	49 (2.3%)	15 (0.7%)	1,612 (77.2%)	413 (19.8%)	2,089 (100.0%)
令和2年	30 (1.3%)	5 (0.2%)	1,855 (78.7%)	466 (19.8%)	2,356 (100.0%)
令和3年	32 (1.2%)	7 (0.3%)	2,451 (89.9%)	235 (8.6%)	2,725 (100.0%)
令和4年	21 (0.8%)	6 (0.2%)	2,499 (96.7%)	59 (2.3%)	2,585 (100.0%)

表28 法的権限行使状況

	立入調査	警察官の同行	法第28条第1項第1号・2号措置		親権喪失宣言の請求		後見人選任の請求		後見人解任の請求	
			請求	承認	請求	承認	請求	承認	請求	承認
平成30年	0	20	8	4	0	0	0	0	0	0
令和元年	0	19	3	3	0	0	0	0	0	0
令和2年	0	14	9	9	0	0	0	0	0	0
令和3年	4	16	1	0	0	0	1	1	0	0
令和4年	0	8	7	4	0	0	0	0	0	0



### (3) 非行(ぐ犯・触法)相談の状況

図8 非行(ぐ犯・触法)相談受付件数の年度別推移

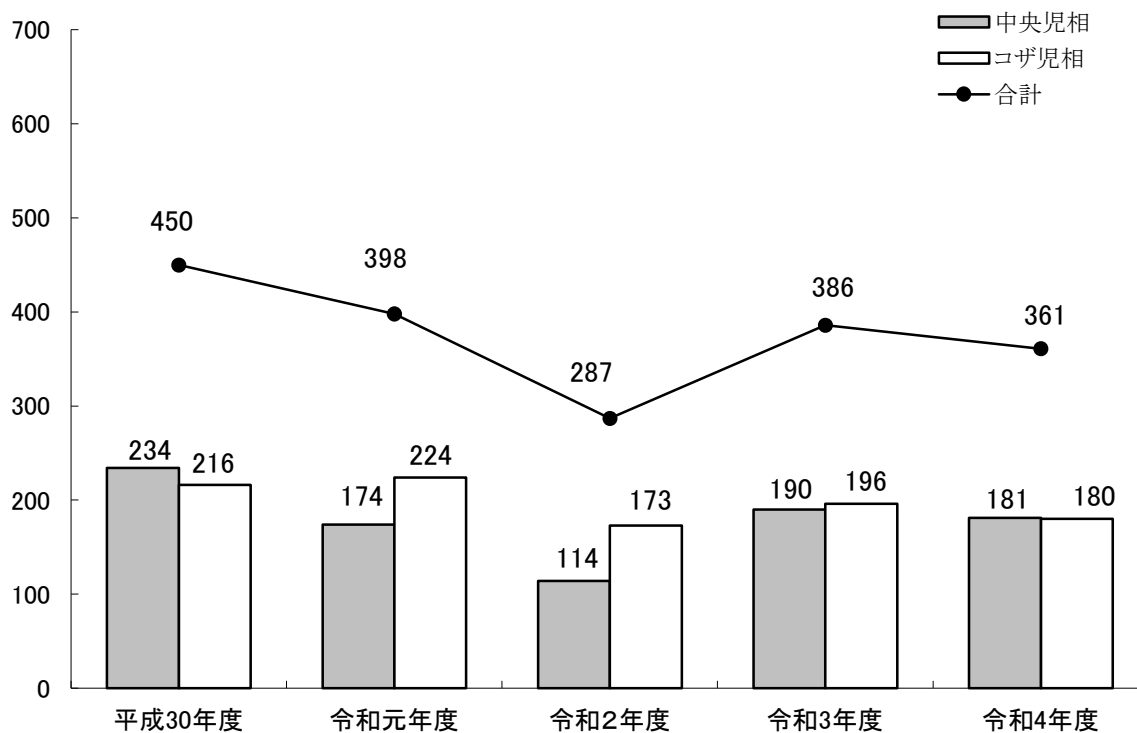


表29 非行(ぐ犯・触法)相談受付件数の年度別推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中央児相	234	174	114	190	181
コザ児相	216	224	173	196	180
合計	450	398	287	386	361

#### (4) 障害相談の状況

図9 障害相談受付件数の年度別推移

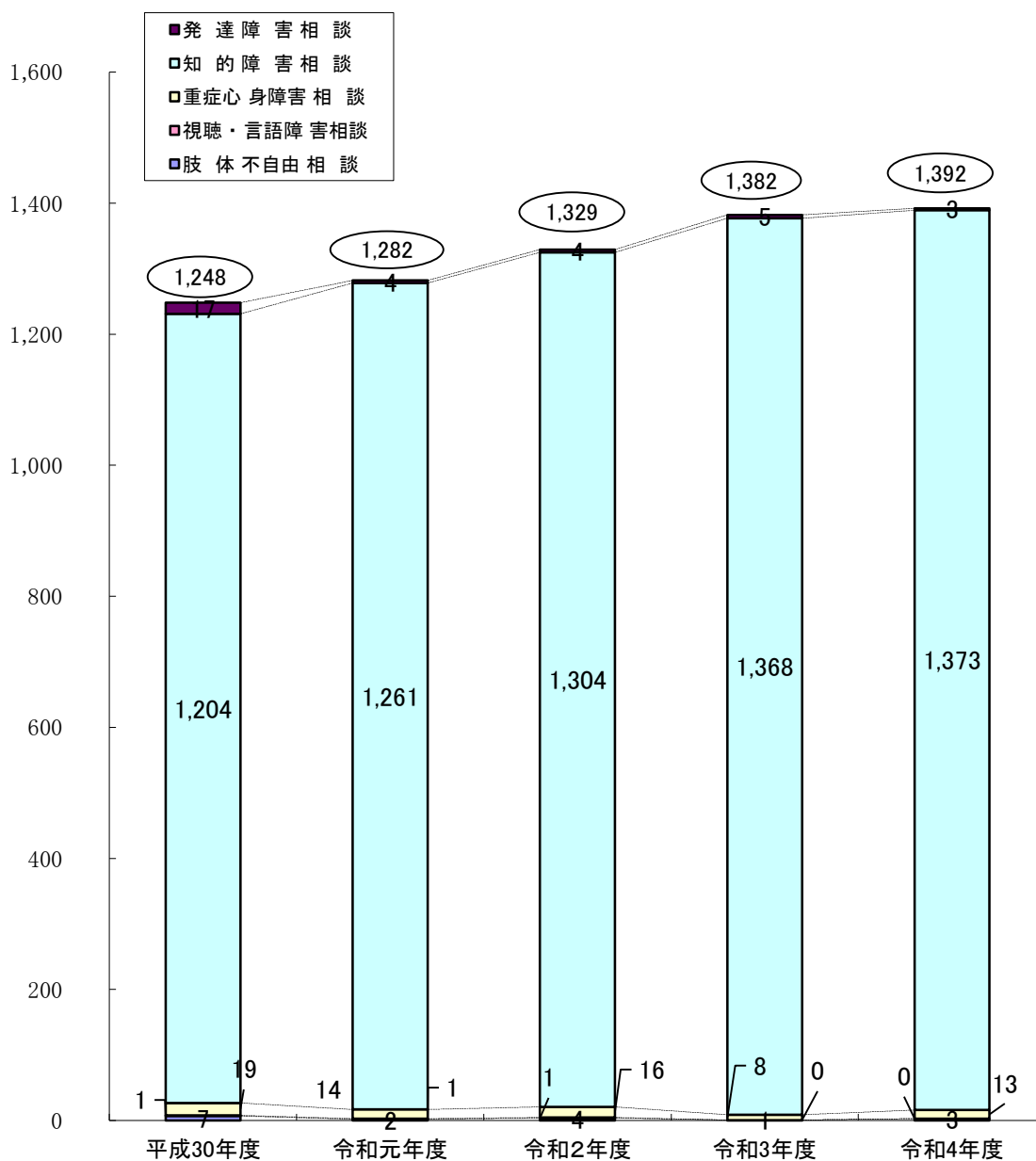


表30 障害相談受付件数の年度別推移

	肢体不自由相談	視聴・言語障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	合計
平成30年度	7	1	19	1,204	17	1,248
令和元年度	2	1	14	1,261	4	1,282
令和2年度	4	1	16	1,304	4	1,329
令和3年度	1	0	8	1,368	5	1,382
令和4年度	3	0	13	1,373	3	1,392

## (5) 育成相談の状況

図10 育成相談受付件数の年度別推移

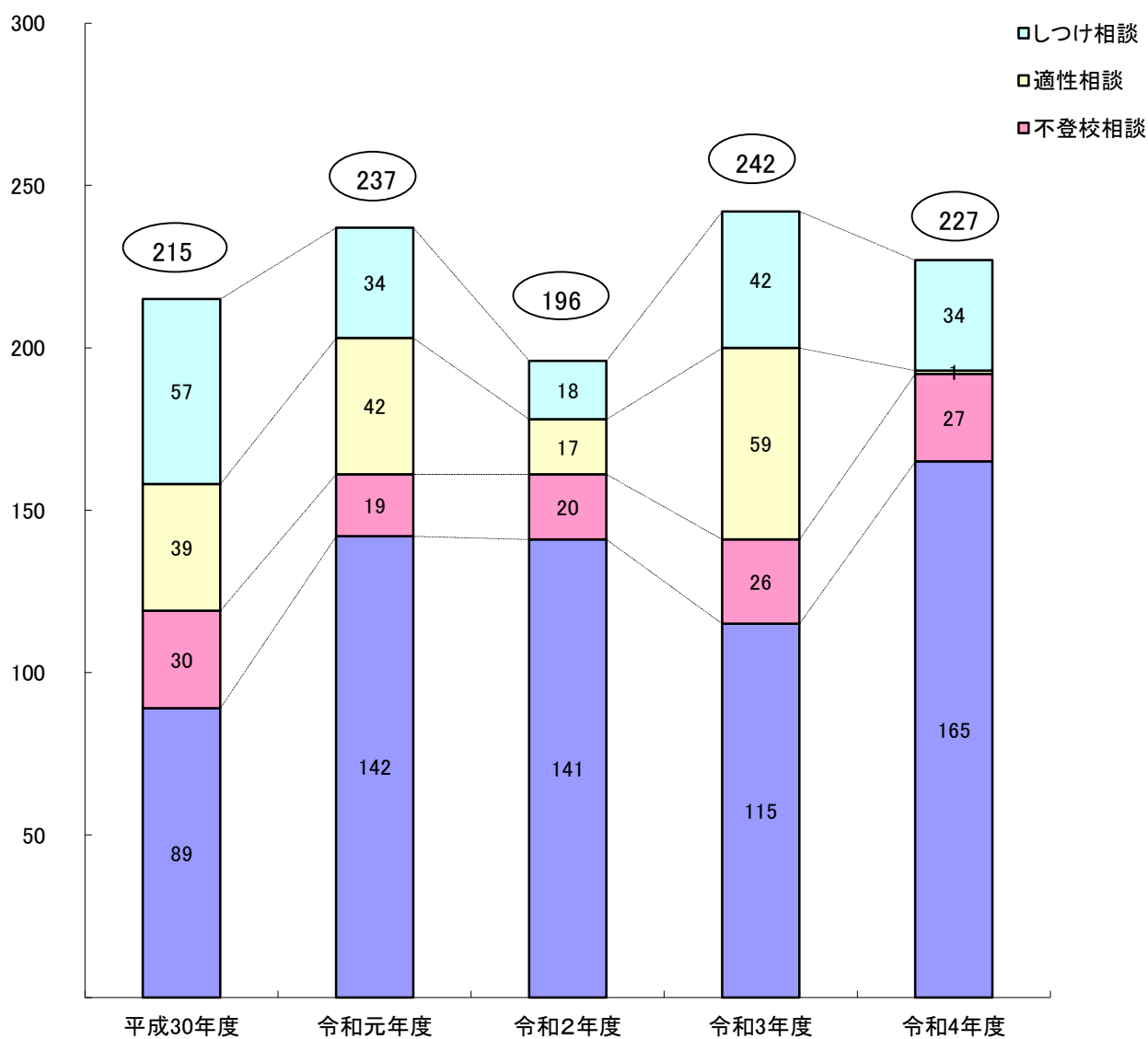


表31 育成相談受付件数の年度別推移

	性格行動相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談	計
平成30年度	89	30	39	57	215
令和元年度	142	19	42	34	237
令和2年度	141	20	17	18	196
令和3年度	115	26	59	42	242
令和4年度	165	27	1	34	227

### 3 調査・判定の状況

表32 児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等

(令和4年度)

対象者別	内容別 児相別	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導等					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
			診断・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	中央	7,428	349	86	0	482	193	31	113	1,251	16	7	1,047	0	14
	コザ	5,648	110	49	0	284	79	47	59	842	0	0	534	258	0
	計	13,076	459	135	0	766	272	78	172	2,093	16	7	1,581	258	14
保護者	中央	11,142	167	0	0	0	0	2	21	738	0	12	68	0	3
	コザ	8,472	105	0	0	0	0	0	35	550	0	0	14	129	0
	計	19,614	272	0	0	0	0	2	56	1,288	0	12	82	129	3
その他	中央	16,713	15	0	0	0	0	0	0	59	3	1	43	0	11
	コザ	12,708	89	0	0	0	0	0	1	78	0	0	0	43	0
	計	29,421	104	0	0	0	0	0	1	137	3	1	43	43	11
合計	中央	35,283	531	86	0	482	193	33	134	2,048	19	20	1,158	0	28
	コザ	26,828	304	49	0	284	79	47	95	1,470	0	0	548	430	0
	計	62,111	835	135	0	766	272	80	229	3,518	19	20	1,706	430	28

表33 療育手帳判定処理件数の推移

年度別	区分	受付件数	判定件数	取下げ件数	繰越件数
	児相別				
平成 30 年度	中央児相	670	574	57	422
	コザ児相	482	438	32	67
	計	1,152	1,012	89	489
令和 元 年度	中央児相	669	659	54	378
	コザ児相	529	479	35	82
	計	1,198	1,138	89	460
令和 2 年度	中央児相	672	571	89	390
	コザ児相	508	462	31	77
	計	1,180	1,033	120	467
令和 3 年度	中央児相	709	751	86	262
	コザ児相	564	530	44	67
	計	1,273	1,281	130	329
令和 4 年度	中央児相	787	682	61	306
	コザ児相	563	467	44	109
	計	1,350	1,149	105	415

\* 「受付件数」には、前年度の「繰越件数」は含まれず。

# 4 里親の状況

表34 登録里親・委託児童状況

(令和5年3月31日現在)

管内別	区分 別地区	登録里親数					委託里親数					委託児童数					
		年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
中央 児 相 管 内	那覇市	36	40	44	42	44	21	17	18	15	12	23	19	18	16	14	
	糸満市	9	12	15	15	15	8	4	5	5	6	12	6	8	7	9	
	浦添市	17	20	23	23	23	6	6	7	6	3	7	9	9	9	6	
	宮古島市	14	15	15	15	14	1	2	1	1	1	0	2	1	1	1	
	石垣市	12	14	14	14	14	2	2	1	1	1	3	2	1	1	1	
	豊見城市	8	10	11	12	12			1	1	2	0	0	1	1	4	
	南城市	12	11	12	13	13	5	6	7	6	7	11	11	14	13	11	
	(島尻郡)																
	八重瀬町	4	4	4	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
	与那原町	3	3	4	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	南風原町	2	3	3	2	2	1	2	2	2	2	6	6	6	6	6	
	西原町	9	9	9	9	9	4	4	4	4	4	5	6	6	5	6	
	久米島町	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	
	渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	粟国村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	南大東村	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(宮古郡)																
	多良間村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(八重山郡)																	
竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
与那国町	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	1		
計	128	143	156	155	157	49	44	49	44	40	68	62	67	62	61		
コ ザ 児 相 管 内	沖縄市	25	24	25	26	30	14	16	16	18	19	18	18	17	21	26	
	宜野湾市	18	20	22	21	21	7	9	13	13	10	12	14	17	18	18	
	名護市	16	17	17	19	19	7	6	7	9	7	7	6	8	8	7	
	うるま市	12	14	18	20	23	1	2	3	4	4	2	3	3	3	5	
	(国頭郡)																
	国頭村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大宜見村	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	
	東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	今帰仁村	1	1	1	1	1	3	2	2	1	1	3	5	5	3	1	
	本部町	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	
	恩納村	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	宜野座村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	金武町	1	2	3	3	3	2	3	1	2	1	3	3	2	2	2	
	伊江村	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	
	(中頭郡)																
	読谷村	12	14	14	13	16	4	4	8	4	4	6	6	8	8	8	
	嘉手納町	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	
	北谷町	7	9	10	10	11	2	3	4	3	4	4	5	5	4	5	
	北中城村	6	6	6	6	6	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	
中城村	6	8	7	7	7	4	4	5	4	3	5	6	6	5	5		
県外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	111	122	131	134	146	47	53	63	62	57	64	71	77	77	84		
合計	239	265	287	289	303	96	97	112	106	97	132	133	144	139	145		

※地区別については里親の居住地別に区分してあります。

表35 里親委託児童の年齢別・委託期間別状況

(令和5年3月31日現在)

年齢別		委託期間別		1年未満	1年～ 3年未満	3年～ 6年未満	6年～ 10年未満	10年以上	合 計
		児相別							
就 学 前 期	0 ～ 2	中央児相		3	1	0	0	0	4
		コザ児相		4	1	0	0	0	5
		計		7	2	0	0	0	9
	3 ～ 6	中央児相		5	6	10	3	0	24
		コザ児相		4	9	6	0	0	19
		計		9	15	16	3	0	43
小 学 校 期	7 ～ 12	中央児相		5	4	6	17	7	39
		コザ児相		0	2	2	3	2	9
		計		5	6	8	20	9	48
中 学 校 期	13 ～ 15	中央児相		0	0	0	5	7	12
		コザ児相		1	2	0	1	4	8
		計		1	2	0	6	11	20
中 学 校 卒 業 期	16 ～ 18	中央児相		1	0	0	1	7	9
		コザ児相		1	0	0	3	10	14
		計		2	0	0	4	17	23
19歳以上		中央児相		0	0	0	1	0	1
		コザ児相		0	0	0	0	1	1
		計		0	0	0	1	1	2
合 計		中央児相		14	11	16	27	21	89
		コザ児相		10	14	8	7	17	56
		計		24	25	24	34	38	145

表36 里親委託児童及び解除児童

(令和4年度)

	新規又は措置変更により委託された児童数				措置を解除又は変更された児童数												年度末現在委託児童 (17)
					解 除								変 更				
	か児童福祉施設 (1)	家庭から受託 (2)	その他 (3)	計 (4)	り保護の必要がなく帰宅 (5)	養子縁組 (6)	満年 (7)	逃亡 (8)	死亡 (9)	就職 (10)	その他 (11)	計 (12)	に児童福祉施設 (13)	他の里親に受託 (14)	その他 (15)	計 (16)	
中央児相	1	9	4	14	2	3	4	0	0	0	0	9	0	3	1	4	89
コザ児相	2	7	4	13	2	3	2	0	0	0	1	8	0	1	2	3	56
合 計	3	16	8	27	4	6	6	0	0	0	1	17	0	1	2	7	145

表37 養子縁組の年度別推移

		30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度	小計
中央児相	普通養子	0	0	0	1	0	1
	特別養子	6	1	3	2	3	15
	計	6	1	3	3	3	16
コザ児相	普通養子	1	0	0	0	0	1
	特別養子	1	3	0	0	3	7
	計	2	3	0	0	3	8
県計	普通養子	1	0	0	1	0	2
	特別養子	7	4	3	2	6	22
	計	8	4	3	3	6	24



## 5 一時保護の状況

### ○ 一時保護所について

児童福祉法第12条4の規定に基づいて児童相談所に付設された施設で、同法第25条による通告等があった児童について、所長が必要と認めた時に一時保護を行います。

一時保護を必要とする場合は、次の2つに大別されます。

#### ア 緊急保護

- ① 棄児、家出児童等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急に当該児童を保護する必要がある場合。
- ② 虐待等の理由により当該児童を家庭から一時引き離す必要がある場合。
- ③ 児童の行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合。
- ④ 一定の重大事件に係る触法少年と思慮する等のため警察から法第25条に基づき通告のあった児童又は少年法第6条の6第1項に基づき送致のあった児童を保護する場合。

#### イ アセスメントのための一時保護

適切かつ具体的な援助方針を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合。

### ○ 一時保護委託について

児童福祉法第33条の規定に基づいて児童相談所長が必要と認める場合には、児童を警察署、児童福祉施設、里親、その他児童福祉に深い理解と経験を有する者に一時保護を委託することができます。

「一時保護」は、必要な行政上の措置等が取られるまでの短期間の保護を意味しています。平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、それに伴う児童福祉法の一部改正によって「一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない」と期間についての原則が規定されました。

(1) 一時保護の状況

図11 新規保護の年度別推移

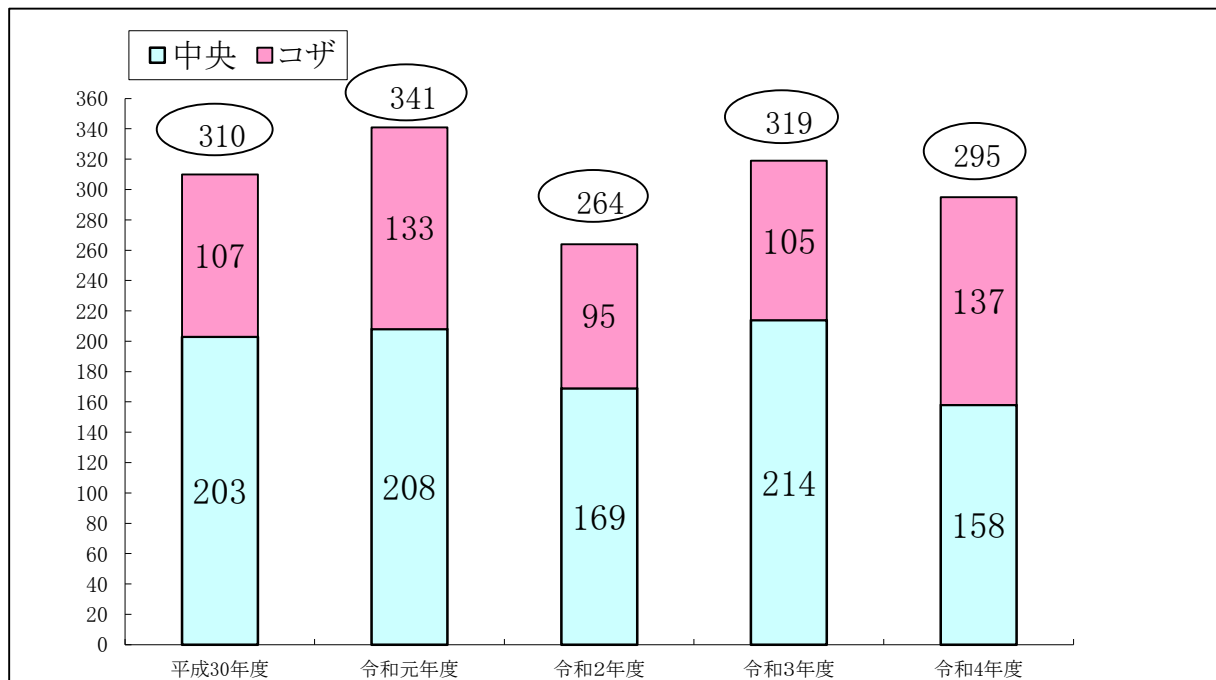


図12 相談種別新規保護の年度別推移

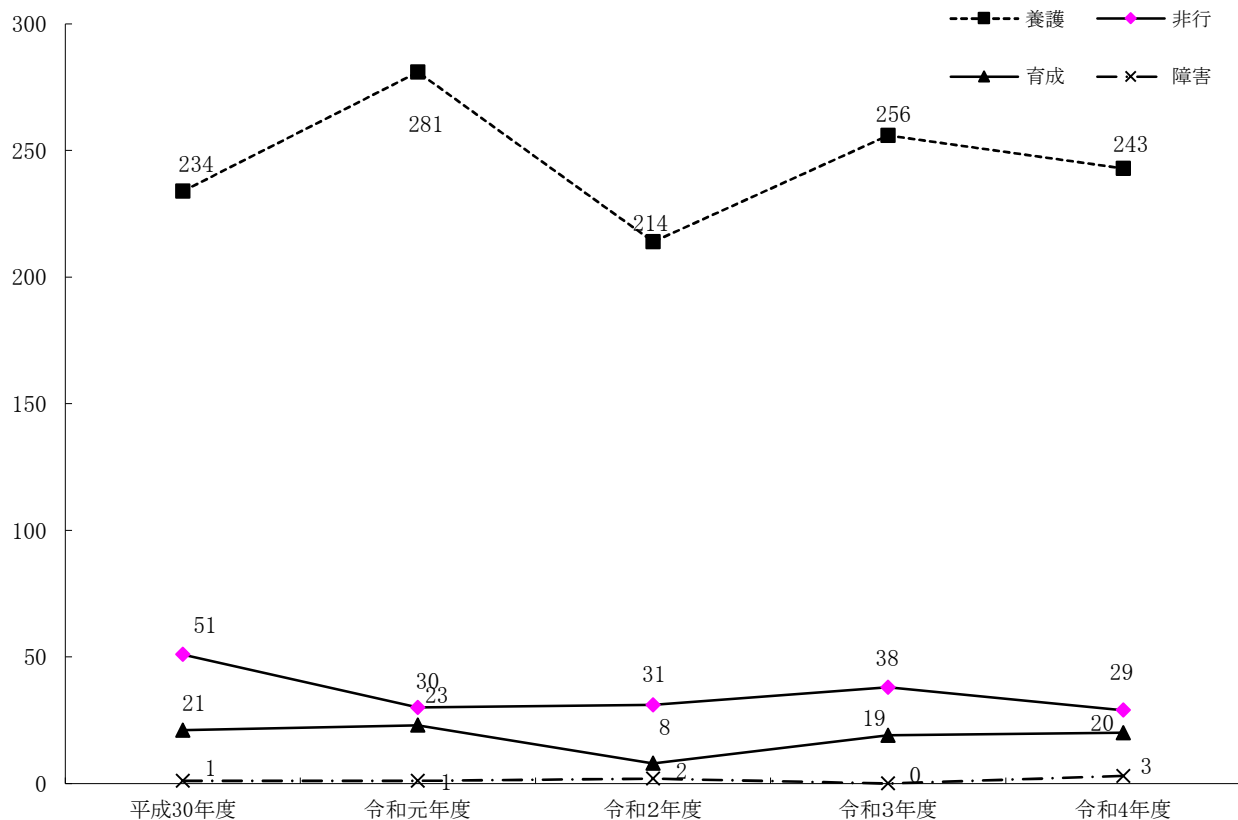


表38 一時保護の相談種別・年度別推移(前年度末からの継続保護含)

(単位:人)

区分	児相別	前年度末 継続保護 (1)	年度中新規保護の内訳							保護総数 (1)+(2)
			養護		障害	非行	育成	その他	計 (2)	
			虐待	その他						
平成30年度	中央児相	16	119	40	0	27	14	3	203	219
	コザ児相	13	46	29	1	24	7	0	107	120
	計	29	165	69	1	51	21	3	310	339
平成31年度	中央児相	21	115	59	0	11	21	2	208	229
	コザ児相	16	69	38	0	19	2	5	133	149
	計	37	184	97	0	30	23	7	341	378
令和2年度	中央児相	24	84	57	0	15	13	0	169	193
	コザ児相	8	52	24	0	13	6	0	95	103
	計	32	136	81	0	28	19	0	264	296
令和3年度	中央児相	22	95	69	0	32	16	2	214	236
	コザ児相	6	58	34	0	6	3	4	105	111
	計	28	153	103	0	38	19	6	319	347
令和4年度	中央児相	15	87	30	0	22	16	3	158	173
	コザ児相	17	94	32	0	7	4	0	137	154
	計	32	181	62	0	29	20	3	295	327
令和4年度 構成比 (%)	中央児相		55.1%	19.0%	0.0%	13.9%	10.1%	1.9%	100%	
	コザ児相		68.6%	23.4%	0.0%	5.1%	2.9%	0.0%		
	計		61.4%	21.0%	0.0%	9.8%	6.8%	1.0%		

図13 年齢段階別保護の構成比

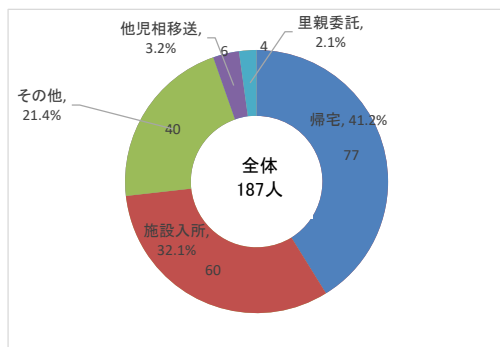


表39 年度別保護状況

区分	児相別	実人員	延人員	一日平均 保護人員	一人平均 保護日数
平成30年度	中央児相	203	7,633	20.9	37.6
	コザ児相	107	4,277	11.7	40.0
	計	310	11,910	32.6	38.4
令和元年度	中央児相	208	8,057	22.1	38.7
	コザ児相	133	5,376	14.7	40.4
	計	341	13,433	36.8	39.4
令和2年度	中央児相	169	7,281	19.9	43.1
	コザ児相	95	4,301	11.8	45.3
	計	264	11,582	31.7	43.9
令和3年度	中央児相	214	7,219	19.8	33.7
	コザ児相	105	4,525	12.4	43.1
	計	319	11,744	32.2	36.8
令和4年度	中央児相	158	6,800	18.6	43.0
	コザ児相	137	6,295	17.2	45.9
	計	295	13,095	35.9	44.4

表40 年齢段階別・相談種別保護の状況

(令和4年度) (人)

年齢階層	相談種別 児相別	養 護		障害	非行	育成	その他	計
		虐待	その他					
0 歳 ~ 5 歳	中央児相	20	7	0	0	1	1	29
	コザ児相	30	9	0	0	0	0	39
	小計	50	16	0	0	1	1	68
6 歳 ~ 11 歳	中央児相	39	8	0	7	5	1	60
	コザ児相	28	14	0	1	1	0	44
	小計	67	22	0	8	6	1	104
12 歳 ~ 14 歳	中央児相	19	10	0	15	6	0	50
	コザ児相	24	7	0	3	1	0	35
	小計	43	17	0	18	7	0	85
15 歳 以上	中央児相	9	5	0	0	4	1	19
	コザ児相	12	2	0	3	2	0	19
	小計	21	7	0	3	6	1	38
計	中央児相	87	30	0	22	16	3	158
	コザ児相	94	32	0	7	4	0	137
	合 計	181	62	0	29	20	3	295

表41 理由別に見た退所の状況

(令和4年度) (人)

区分	相談種別	継続年度 保護末	本年度 入所	解 除 理 由													延 日 数	在 一 所 日 数 平均	年 度 未 継 続 保 護			
				施 設 入 所							小 計	里 親 委 託	機 関 の 児 移 送 ・ 相 送	家 庭 裁 判 所 送 致	帰 宅	そ の 他				計		
				施 設 養 護	乳 児 院	支 援 施 設 立	児 童 心 理 施 設	知 的 障 害 児 施 設	そ の 他 の 施 設	そ の 他												
中央児相	養 護	虐待	10	87	5	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	49	37	92	4,354	47	5	
		その他	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	13	9	23	1,059	46	8
	障 害	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非行	2	22	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	11	5	20	574	29	4	
	そ の 他	育成	2	16	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	7	5	15	705	47	3	
		その他	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3	108	0	0	
計		15	158	5	0	4	3	0	0	12	1	2	0	80	58	153	6,800	44	20			
コザ児相	養 護	虐待	6	94	13	0	3	0	0	10	26	12	2	0	53	1	94	3,790	40	6		
		その他	7	32	8	0	0	0	0	0	8	5	3	0	15	5	36	1,439	40	3		
	障 害	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		非行	3	7	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	3	8	748	94	2		
	そ の 他	育成	1	4	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	0	4	318	80	1		
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		17	137	23	0	3	0	1	10	37	17	5	0	74	9	142	6,295	44	12			
県 計	養 護	虐待	16	181	18	0	3	0	0	10	31	12	3	0	102	38	186	8,144	44	11		
		その他	8	62	8	0	0	0	0	0	8	5	4	0	28	14	59	2,498	42	11		
	障 害	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		非行	5	29	2	0	4	0	0	0	6	0	0	0	14	8	28	1,322	47	6		
	そ の 他	育成	3	20	0	0	0	3	1	0	4	0	0	0	10	5	19	1,023	54	4		
		その他	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3	108	0	0		
合計		32	295	28	0	7	3	1	10	49	18	7	0	154	67	295	13,095	44	32			
構成比(%)				9	0	2	1	0	3	17	6	2	0	52	23	100						

- (注) 1. 「機関移送」は、女性相談所や家庭裁判所への移送  
 2. 一日平均在所日数=延日数/退所児童数  
 3. 「延日数」は、一時保護所に入所した日から退所するまでに要した延日数である。

## (2) 一時保護委託の状況

図14 一時保護委託人数の年度別推移（年度中・新規保護）

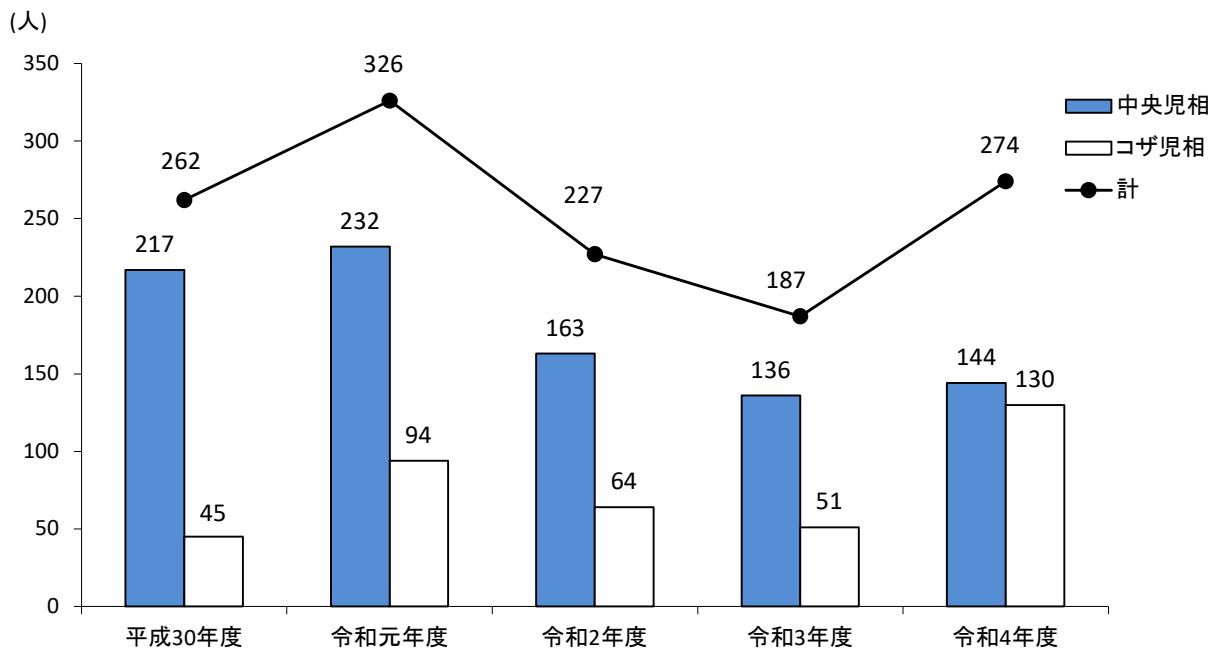


表42 一時保護委託人数の相談種別・年度別推移

(単位:人)

年度別	児相別	前年度末 継続保護 (1)	相談種別・保護の内訳（年度中・新規保護）							保護総数 (1)+(2)
			養護		障害	非行	育成	その他	計 (2)	
			虐待	その他						
平成30年度	中央児相	12	118	86	0	6	3	4	217	229
	コザ児相	12	27	17	0	0	0	1	45	57
	計	24	145	103	0	6	3	5	262	286
令和元年度	中央児相	29	97	109	0	7	12	7	232	261
	コザ児相	10	38	47	4	5	0	0	94	104
	計	39	135	156	4	12	12	7	326	365
令和2年度	中央児相	23	64	96	0	3	0	0	163	186
	コザ児相	6	33	28	0	2	0	1	64	70
	計	29	97	124	0	5	0	1	227	256
令和3年度	中央児相	24	59	60	5	5	7	0	136	160
	コザ児相	7	28	21	0	1	0	1	51	58
	計	31	87	81	5	6	7	1	187	218
令和4年度	中央児相	22	55	76	0	9	4	0	144	166
	コザ児相	8	81	45	1	1	2	0	130	138
	計	30	136	121	1	10	6	0	274	304
令和3年度 構成比 (%)	中央児相		38.2	52.8	0.0	6.3	2.8	0.0	100	
	コザ児相		62.3	34.6	0.8	0.8	1.5	0.0	100	
	計		49.6	44.2	0.4	3.6	2.2	0.0	100	

表43 年度別・一時保護委託状況(前年度末からの継続保護含)

区 分	児相別	実人員	延日数	一人平均 保護日数
平成30年度	中央児相	229 人	6,854 日	29.9 日
	コザ児相	57 人	1,916 日	33.6 日
	計	286 人	8,770 日	30.7 日
令和元年度	中央児相	261 人	7,414 日	28.4 日
	コザ児相	104 人	3,417 日	32.9 日
	計	365 人	10,831 日	29.7 日
令和2年度	中央児相	186 人	5,631 日	30.3 日
	コザ児相	70 人	2,484 日	35.5 日
	計	256 人	8,115 日	31.7 日
令和3年度	中央児相	160 人	4,959 日	31.0 日
	コザ児相	58 人	2,217 日	38.2 日
	計	218 人	7,176 日	32.9 日
令和4年度	中央児相	166 人	7,304 日	44.0 日
	コザ児相	138 人	4,619 日	33.5 日
	計	304 人	11,923 日	39.2 日

図15 年齢段階別・一時保護委託の構成比

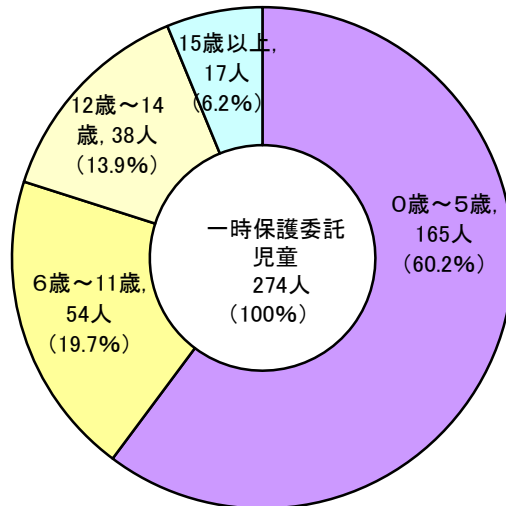


表44 年齢段階別・相談種別、一時保護保護委託の状況(年度中・新規保護)

(令和4年度) (単位:人)

年齢階層	相談種別 児相別	養 護		障害	非行	育成	その他	計
		虐待	その他					
0～5歳	中央児相	31	50	0	0	0	0	81
	コザ児相	48	36	0	0	0	0	84
	小計	79	86	0	0	0	0	165
6歳～11歳	中央児相	11	11	0	2	1	0	25
	コザ児相	19	8	1	0	1	0	29
	小計	30	19	1	2	2	0	54
12歳～14歳	中央児相	9	5	0	5	3	0	22
	コザ児相	14	1	0	1	0	0	16
	小計	23	6	0	6	3	0	38
15歳以上	中央児相	4	10	0	2	0	0	16
	コザ児相	0	0	0	0	1	0	1
	小計	4	10	0	2	1	0	17
計	中央児相	55	76	0	9	4	0	144
	コザ児相	81	45	1	1	2	0	130
	合計	136	121	1	10	6	0	274

表45 相談種別・一時保護委託先

(令和4年度)

		一時保護委託先											延日数	年度末継続委託保護
		警察等	児童福祉施設							里親	その他	計		
			児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設						
中央 児 相	養護	児童虐待	0	31	4	4	0	5	1	15	2	62	3354	2
		その他	0	23	11	1	1	10	2	32	3	83	3656	6
	障	害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非	行	0	2	0	2	0	0	2	1	1	8	176	1
	育	成	0	0	0	0	1	0	1	0	2	4	118	0
	呆健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	56	15	7	2	15	6	48	8	157	7304	9
延日数		0	2358	1019	232	33	672	205	2214	571	7304			
コ ザ 児 相	養護	児童虐待	0	19	9	2	2	1	10	30	6	79	2655	5
		その他	0	10	10	1	0	0	0	24	4	49	1725	1
	障	害	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	183	0
	非	行	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	43	0
	育	成	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	13	0
	呆健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	29	19	3	2	2	11	55	11	132	4619	6
延日数		0	1201	760	187	43	11	148	1788	481	4619			
合計		0	85	34	10	4	17	17	103	19	289	11923	15	
延日数(合計)		0	3559	1779	419	76	683	353	4002	1052	11923			

表46 相談種別・一時保護委託解除の理由

(令和4年度)

	区分	継前 続年 保度 護末	本 年 度 委 託	解 除 理 由											計	延日数	在 一 所 人 平 均 日 数	年 度 末 継 続 委 託 保 護		
				施 設 入 所							小 計	里 親 委 託	機 他 の に 児 移 相 送 ・	家 庭 裁 判 所 送 致					帰 宅	そ の 他
				児 童 養 護 施 設	乳 児 院	支 援 児 施 自 設 立	治 療 児 施 心 設 理	障 害 児 施 設	そ の 他 の 施 設											
中央 児 相	養護	虐待	9	55	13	0	0	0	1	0	14	4	3	0	26	15	62	3354	54	2
		その他	13	76	11	5	0	0	0	1	17	6	0	0	41	19	83	3656	44	6
	障	害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非	行	0	9	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	5	2	8	176	22	1
	育	成	0	4	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	2	4	118	30	0
	そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		22	144	24	5	1	1	1	1	33	10	3	0	73	38	157	7304	47	9	
コ ザ 児 相	養護	虐待	3	81	11	5	0	2	1	0	19	18	10	0	27	5	79	2655	34	5
		その他	5	45	10	7	1	0	0	0	18	6	4	0	19	1	48	1725	36	1
	障	害	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	2	183	0	0
	非	行	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	43	43	0
	育	成	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	2	13	0	0
	そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		8	130	21	12	1	2	3	0	39	24	16	0	46	7	132	4619	35	6	
県 計	養護	虐待	12	136	24	5	0	2	2	0	33	22	13	0	53	20	141	6009	43	7
		その他	18	121	21	12	1	0	0	1	35	12	4	0	60	20	131	5381	41	7
	障	害	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	2	183	92	0
	非	行	0	10	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	5	2	9	219	24	1
	育	成	0	6	0	0	0	1	1	0	2	0	1	0	1	2	6	131	22	0
	そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		30	274	45	17	2	3	4	1	72	34	19	0	119	45	289	11923	41	15	
構成比(%)				16	6	1	1	1	0	25	12	7	0	41	16	100				

## 6 市町村・関係機関等への支援状況

平成16年の児童福祉法改正により、虐待を受けた子どもなどに対する市町村の体制強化を図るため、子どもや家庭に関わることの多い関係機関や関係者が連携し、児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)」の設置が法定化されました。本県では、各市町村で従前の児童虐待防止ネットワークから要対協への移行や新規設置が順次なされ、また、平成22年10月には、県レベルの協議会として沖縄県要保護児童対策協議会(通称「おきなわ子どもを守るネットワーク」)が設置されています。

児童相談所においては、市町村の後方支援を目的として、要対協の各種会議への参加をとおして運営支援を行っています。また、各児童相談所管内の警察署、福祉保健所及び市町村等関係機関に呼びかけて、県要保護児童対策協議会の実務者会議等を開催し、機関連携が必要な事項の具体的な協議や事例検討、研修等を行っています。さらに、関係機関や県民に対する児童虐待予防のための啓発活動や活動促進のための事業もあわせて実施しています。

- ① 市町村要保護児童対策地域協議会の設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)
- ② 市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援
  - ・ 要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議、個別支援会議への出席  
・・・・・・・・ (2)
- ③ 県要保護児童対策協議会の実施
  - ・ 各児童相談所管内の機関連携のための協議・情報交換、研修の実施 ..... (3)
- ④ 市町村・関係機関・県民への児童虐待防止に関する広報啓発、研修 ..... (4)



(1) 要保護児童対策地域協議会設置状況

[令和4年度末]

要保護児童対策地域協議会					
	市町村名	設置年月日		市町村名	設置年月日
1	西原町	H17.11.01 (H15.10.17)	21	渡嘉敷村	H19.07.01
2	北谷町	H17.10.14	22	与那原町	H19.07.31 (H17.03.29)
3	八重瀬町	H18.01.01	23	中城村	H20.12.01
4	那覇市	H18.01.13 (H13.10.31)	24	久米島町	H20.08.01 (H17.03.02)
5	宮古島市	H18.02.21	25	北大東村	H20.09.01
6	宜野座村	H18.02.28	26	国頭村	H20.01.29
7	読谷村	H18.02.27	27	北中城村	H21.03.30 (H18.02.01)
8	嘉手納町	H18.03.15	28	石垣市	H21.04.01 (H17.03.07)
9	浦添市	H18.03.31 (H15.07.24)	29	座間味村	H21.04.01
10	東村	H18.03.31	30	多良間村	H21.08.03
11	伊江村	H18.04.03	31	粟国村	H21.10.30
12	金武町	H18.06.09	32	糸満市	H22.02.01 (H16.10.01)
13	恩納村	H18.11.01	33	南大東村	H22.02.01
14	伊平屋村	H19.08.22	34	豊見城市	H22.02.22 (H15.12.02)
15	南風原町	H19.02.22 (H16.06.03)	35	本部町	H23.02.01
16	南城市	H19.03.28	36	大宜味村	H23.09.01
17	伊是名村	H19.03.29	37	名護市	H24.03.27 (H17.04.01)
18	うるま市	H19.03.28 (H17.06.09)	38	沖繩市	H25.03.12 (H15.06.09)
19	今帰仁村	H19.05.01	39	竹富町	H25.11.01
20	宜野湾市	H19.05.30 (H15.08.27)	40	与那国町	H26.04.01
			41	渡名喜村	H26.11.04

※公示年月日を設置年月日とする。( )は児童虐待防止ネットワーク設置日

(2) 要保護児童対策地域協議会

○中央児童相談所

市町村名	代表者会議	実務者会議	個別支援会議	市町村名	代表者会議	実務者会議	個別支援会議
那覇市	1	3	78	久米島町	0	0	0
浦添市	1	2	24	粟国村	0	0	0
豊見城市	1	2	11	北大東村	0	0	0
南城市	1	3	16	南大東村	0	0	3
糸満市	1	3	20	渡嘉敷村	0	0	0
宮古島市	1	1	14	座間味村	0	0	0
石垣市	1	3	16	渡名喜村	0	0	0
西原町	1	2	9	多良間村	1	0	0
与那原町	1	2	18	竹富町	1	1	0
南風原町	1	3	10	与那国町	0	0	0
八重瀬町	1	2	9				

○コザ児童相談所

市町村名	代表者会議	実務者会議	個別支援会議	市町村名	代表者会議	実務者会議	個別支援会議
沖繩市	1	1	24	金武町	1	1	16
宜野湾市	1	5	33	宜野座村	0	0	1
うるま市	1	0	13	恩納村	1	1	0
名護市	1	3	17	読谷村	1	1	1
国頭村	1	3	2	嘉手納町	1	6	2
大宜味村	0	1	7	北谷町	1	0	36
東村	1	3	2	北中城村	0	0	1
今帰仁村	0	1	16	中城村	1	0	11
本部町	1	3	3	その他	0	0	3

(3) おきなわ子どもを守るネットワーク(沖縄県要保護児童対策協議会)等の実施状況

月日	会議名(主催)	内容及び実施場所
R4 9月	実務者会議 (中央児相)	○中央児童相談所と同所管内市町村要保護児童対策地域協議会事務局との連絡会議 ・書面会議 ・参加:中央児童相談所管内市町村、県福祉事務所、中央児童相談所
R4 8月	実務者会議 (中央児相)	○中央児童相談所と同所管内警察署との実務者会議 ・書面会議 ・参加:県警本部少年課少年サポートセンター、那覇署少年課、浦添署少年課、豊見城署生活安全課少年係、与那原署生活安全課、糸満署生活安全課、宮古島署、八重山署、中央児童相談所
R5 1月	実務者会議 (コザ児相)	○コザ児童相談所と同所管内警察署との実務者会議 ・書面会議 ・参加:県警本部少年課少年サポートセンター、宜野湾署、沖縄署うるま署、嘉手納署、石川署、名護署、本部署、コザ児相談所

#### (4) 関係機関への啓蒙・啓発活動等

##### ○ 中央児童相談所

月日	内 容	参 加 対 象
R4 7/25 ～ 8/16	令和4年度乳幼児健康診査担当保健師WEB研修 「児童虐待の現状と課題」	乳幼児健康診査担当保健師等
7/25 ～ 8/16	乳児家庭全戸訪問事業等家庭訪問担当者研修 養育支援訪問事業等家庭訪問者研修 「児童虐待の現状と課題」	市町村乳児家庭全戸訪問事業担当者 養育支援訪問事業担当者
8月	令和4年度県立高等学校中堅教諭等資質向上研修 及び令和4年度養護教諭5年経験者研修	県立高等学校教諭10年経験者 養護教諭5年経験者
9月	子育てサポーター養成講座 「児童相談所の役割と現状」	与那原町・西原町・中城村ファミリーサポート
R5 1月	令和4年度沖縄県医療的ケア児等支援者養成	医療的ケア児等支援者
2月	2管区合同児童虐待事案対策研修会	九州、中国・四国地区各県警児童虐待対応警察官、各県職員(警察出向者)

○ コザ児童相談所

月日	内 容	参 加 対 象
R4 5/13	うるま市保育施設職員研修会 「虐待から守るためには」	うるま市保育施設職員
5/26	相談員基礎研修 「児童相談所の役割と連携～虐待の早期発見と未然防止～」	支援機関で相談業務に携わる方
7/22	保育サポーター養成講座 「社会的養護について」	宜野湾市ファミリーサポーター
8/16 ～ 8/31	宜野湾市児童福祉支援者研修会(オンライン) 「児童虐待対応のリスクから考える」	宜野湾市関係機関・団体等職員
9/9	北部地区市町村等児童相談担当者連絡会 「市町村における子ども家庭支援について」	北部地区児童相談担当者
9/13	宜野湾市要保護児童対策地域協議会 児童虐待・養護部会実務者会議 「里親制度の仕組みと関係機関の連携について」	宜野湾市要保護児童対策地域協議会実務者
11/29	北谷町母子保健推進員定例会 「児童虐待予防に関する知識」	北谷町母子保健推進員
12/9	北部地区市町村等児童相談担当者連絡会 「グループワークによる事例検討演習」	北部地区児童相談担当者
R5 2/16	養育支援訪問事業支援員研修会 「支援に関する基本姿勢」	養育支援訪問事業支援員
2/17	学童クラブ児童虐待対応講習会 「虐待を受けた児童が出すサインについて」	社会福祉法人子ども育成会

## 7 子ども虐待ホットラインの状況

### (1) 設置について

おきなわ子ども虐待ホットラインは、児童虐待を防止し、虐待を受けた児童の安全を速やかに確保することを目的に平成17年4月に設置された夜間、休日の電話相談である。

### (2) 相談体制について

児童相談所が閉庁している平日夜間（月～金曜日 午後5時15分～翌午前8時30分）、土・日・祝日は24時間、相談員6名が交代制で一般の方々からの相談や関係機関からの通告を受付けている。緊急の場合は両児童相談所の緊急連絡網へ連絡し迅速な対応に努めている。（ホットライン受付電話番号：098-886-2900）

### (3) 令和4年度の相談状況

令和4年度の児童に関する相談受付983件中、「虐待相談」が414件、「虐待以外の相談」が569件あった。また、その他連絡等が1,826件であり、合計は2,809件あった【表1参照】。「虐待相談」414件中「泣き声通報」は141件 34.1%であった。

虐待の種類別では「身体的虐待(疑)」が125件 30.2%、「性的虐待(疑)」が15件 3.6%、「心理的虐待(疑)」128件 30.9%、「ネグレクト(疑)」72件 17.4%。泣き声通報のうち、怒鳴り声をとまなう場合は、心理的虐待(疑)に計上している。しかし、泣き声が聞こえるというのみの通報内容については、不明74件17.9%にふくめて計上している【表3参照】。

虐待の相談経路としては「近隣・知人」が一番多く、203件で全体の49.0%を占める。次いで、「家族」66件(うち虐待者以外29件、虐待者自身37件)15.9%「警察等」63件15.2%、「児童本人」18件 4.3%となっている【表4参照】。

年齢別では、近隣者等一般からの泣き声通報が多いことに連動し、「就学前児童」が177件(うち0から2才66件、3から6才111件)42.8%と最も多く、次いで「小学校期」が130件31.4%となっている【表5参照】。

表1 令和4年度相談受付件数の月別状況

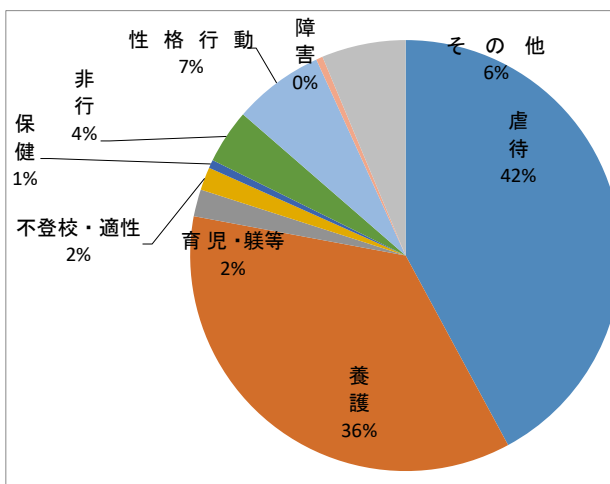
月	児童に関する相談						
	虐待相談			虐待以外の相談	小計	その他連絡等	合計
		【再掲】泣き声通報	%				
4月	43	21	48.8%	40	83	160	243
5月	53	23	43.4%	31	84	227	311
6月	38	13	34.2%	61	99	211	310
7月	29	7	24.1%	34	63	225	288
8月	29	8	27.6%	47	76	142	218
9月	34	7	20.6%	52	86	122	208
10月	30	5	16.7%	63	93	132	225
11月	39	16	41.0%	54	93	147	240
12月	37	11	29.7%	59	96	120	216
1月	24	9	37.5%	44	68	124	192
2月	26	11	42.3%	42	68	111	179
3月	32	10	31.3%	42	74	105	179
R4年度 総計	414	141	34.1%	569	983	1,826	2,809
R3年度 総計	492	160	32.5%	563	1,055	1,399	2,454

※1 「虐待以外の相談」とは養護、非行、性格行動等の児童相談。

※2 「その他連絡等」とは、すでに係属しているケースに係る相談や連絡等。

表2 児童に関する相談受付件数

相談種別		年度
		R4年度
児童に関する相談	虐待	414
	養護	352
	育児・躾等	20
	不登校・適性	17
	保健	6
	非行	40
	性格行動	67
	障害	5
	その他	62
計		983



\*\* 虐待通報・相談(414件)の詳細 \*\*

表3 虐待種類別相談件数

種類別	件数	件数	
		中央	コザ
身体的虐待	125	60	65
性的虐待	15	10	5
心理的虐待	128	83	45
ネグレクト	72	41	31
不明	74	45	29
計	414	239	175

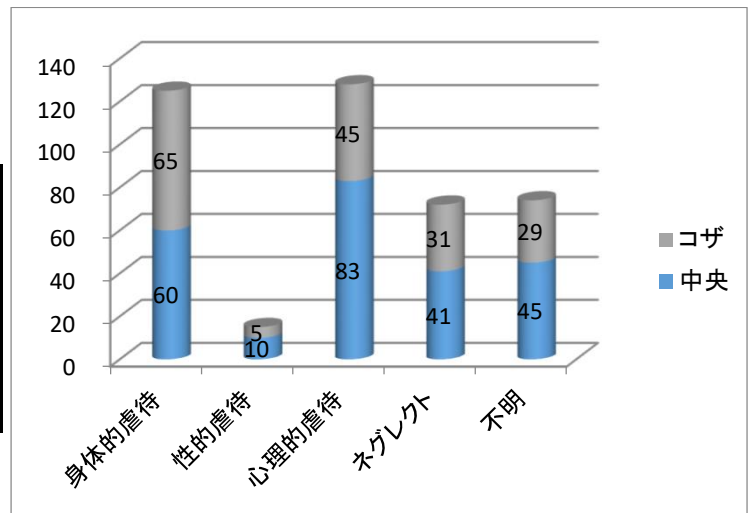


表4 経路別相談件数

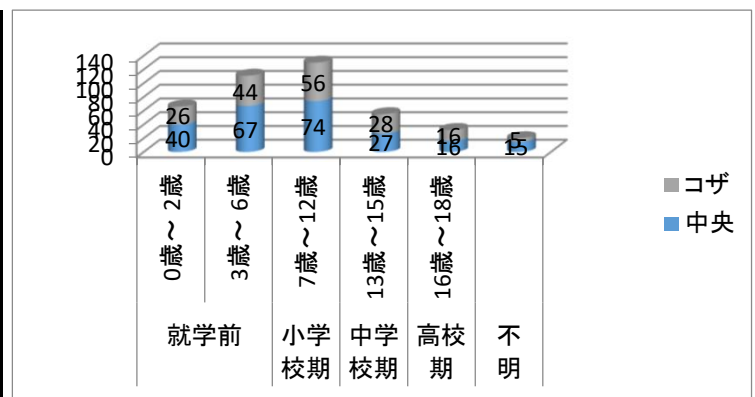
経路別		件数	件数		
			中央	コザ	
児童本人		18	12	6	
家族	虐待者	父	9	7	2
		母	26	14	12
		他	2	0	2
	虐待者以外	父	4	3	1
		母	23	15	8
		他	2	1	1
親戚		12	9	3	
関係機関	女性相談所	1	1	0	
	その他県機関	3	1	2	
	市町村	9	4	5	
	児童委員	0	0	0	
	保健所	0	0	0	
	医療機関	4	1	3	
	保育所	1	1	0	
	児童福祉施設等	3	2	1	
	児童家庭支援センター	0	0	0	
	警察等	63	27	36	
	幼稚園	0	0	0	
	学校等	11	3	8	
一般	近隣・知人	203	129	74	
	その他	20	9	11	
総計		414	239	175	

表6 対象児童の居住地域別相談件数

	地域	件数
中央児相管内	那覇市	110
	糸満市	11
	浦添市	38
	宮古島市	11
	石垣市	7
	豊見城市	20
	南城市	7
	※西原町	4
	島尻郡	20
	宮古郡	0
八重山郡	0	
中央小計		228
コザ児相管内	沖縄市	53
	宜野湾市	34
	うるま市	38
	名護市	12
	国頭郡	11
	中頭郡 (西原町除く)	20
コザ小計		168
県外		1
不明		17
合計		414

表5 対象児童年齢別相談件数

年齢別		件数	件数	
			中央	コザ
就学前	0歳～2歳	66	40	26
	3歳～6歳	111	67	44
小学校期	7歳～12歳	130	74	56
中学校期	13歳～15歳	55	27	28
高校期	16歳～18歳	32	16	16
不明		20	15	5
合計		414	239	175



**【参考資料】**

**児童相談所の沿革**

**児童相談所の所在地**

## 児 童 相 談 所 の 沿 革

### 復 帰 前

昭和28年10月 (1953年)	児童福祉法（琉球政府法）が施行され、児童相談所の設置が義務づけられる。
昭和29年 4月	沖縄群島社会福祉協議会が設置していた「那覇一時保護所」の移管を受けて中央児童相談所の業務が開始される。（主事1名、庶務担当1名、児童福祉司3名、指導員1名、計6名）
〃 6月	庁舎（鉄筋コンクリート2階建）落成。事務所移転（旧庁舎）
〃 8月	行政事務部局組織法により中央児童相談所の設置（6日）
〃 10月	初代所長就任、開所式挙行
昭和31年 2月	事務所横に一時保護所落成（鉄筋コンクリート2階建）、移転。
〃 7月	沖縄実務学園女子部（通称女子ホーム）を合併しコザ一時保護所発足。
昭和34年 3月	社会局組織規則の改正により、相談指導課、保護判定課の二課及び中央児童相談所コザ出張所設置される。
〃 6月	庁舎（事務所）増築
昭和35年 3月	社会局組織規則の改正により「沖縄中央児童相談所」「沖縄中央児童相談所コザ出張所」と改称。
昭和36年 6月	児童福祉司1名増員。
〃 8月	精神科嘱託医師発令。
昭和38年 2月	児童相談所運営指針発足。
〃 4月	心理判定員発令。
昭和39年11月	育護職（保母）2名増員
昭和40年 4月	整形外科嘱託医師発令。
昭和41年 4月	一時保護所、首里の新庁舎に移転
〃 8月	組織規則改正により、庶務課、相談指導課、保護課の三課となる。コザ、名護、宮古（平良）、八重山（石垣）に各駐在所を置く。
昭和42年 5月	庁舎を改造し、心理テスト室、遊技治療室、会議室等を設備。
〃 9月	職員定数28名となる（児童福祉司、心理判定員各1名増員）。
昭和44年11月	職員定数31名となる（児童福祉司2名、一時保護所1名増員）。
昭和45年 6月	沖縄中央児童相談所コザ駐在所に児童福祉司2名増員になり、4名配置となる。
昭和47年 5月 (1972年)	本土復帰、沖縄県となる。



## 復 帰 後

中央 児 童 相 談 所		コザ 児 童 相 談 所	
昭和47年 5月 15日 (1972年)	<p>児童福祉法(昭和22年12月12日法律164号)適用される。</p> <p>「沖縄中央児童相談所」が「沖縄県中央児童相談所」と改称され、児童福祉司1名の増員を得て、定員27名となる。</p> <p>コザ児童相談所が分離独立する。</p> <p>沖縄県精神薄弱者更生相談所が附置される。</p>	昭和47年 5月 15日 (1972年)	<p>沖縄県中央児童相談所から、コザ児童相談所が分離独立、相談指導課一課を設置(所長、相談指導課長、庶務係2名、児童福祉司5名、計9名)</p> <p>旧コザ市役所隣、農協倉庫跡に事務所が開所される。</p>
昭和47年 9月	<p>里親会発足。</p>	昭和47年 7月	<p>沖縄市上地272番地所在、中部福祉事務所1階に移転。</p>
昭和48年 9月	<p>宮古・八重山各駐在所を廃止、集中管理体制となる。</p> <p>運転手が配置され定員28名となる。</p>	昭和48年 4月	<p>精神科嘱託医を発令。</p>
昭和48年10月	<p>沖縄県精神薄弱者更生相談所名で、心理判定員1名増、定員29名となる。</p> <p>九州ブロック児童相談所長会議及び児童福祉司研究協議会並びに全国児童相談所長会の幹事会が本県で開催される。(於：ゆうな荘)</p>	昭和48年 9月	<p>名護駐在所を廃止、集中管理体制となる。</p>
昭和49年 6月 (1974年)	<p>新庁舎(首里の一時保護所に400㎡規模で増築、所長室、庶務課、相談指導課、相談室3、テスト室2、医学判定室、遊技治療室、脳波判定室、資料室、心理判定室、受付相談室等)が首里石嶺町4-394に完成し移転する。</p>		
昭和50年10月	<p>一時保護所寮勤務職員3人制から4人制になる。職員定員31名。</p>	昭和50年 8月	<p>心理判定員、運転手各1名増、庶務係1名減により定員10名となる。</p>
昭和51年 3月	<p>炊事棟改築</p>		
昭和52年 3月	<p>一時保護所事務室、男子寮、女子寮の改築、屋外遊具の設置。</p>		

中央児童相談所		コザ児童相談所	
昭和53年 4月 (1978年)	機構改革により「相談指導課」を「相談判定課」に改称。	昭和53年 4月	心理判定員1名増により、定員11名となる。機構改革により「相談指導課」を「相談判定課」と改称。
		昭和54年 5月	主任主事1名増、定員12名となる。
		昭和54年 9月	機構改革により「主任主事」を「主査」と職名変更。
昭和54年10月	全国里親大会を開催 (於：那覇市民会館)	昭和54年10月	全国里親大会を開催 (於：那覇市民会館)
昭和55年 4月	次長制設置、庶務課長を兼ねる。	昭和55年 5月	機構改革により「主査」を廃止、庶務課を設置。
		昭和55年 7月	庁舎新築のため、沖縄市字知花529に移転する。 敷地3,147.89㎡建物・鉄筋コンクリート平屋建450.95㎡ 車庫・補強コンクリート造り26㎡。
昭和56年 4月	里親会事務局を沖縄県社会福祉協議会へ移管。 看護婦配置され定員32名となる。		
昭和56年 9月	言語治療指導員発令(嘱託)		
昭和56年10月	九州ブロック児童相談所長及び児童福祉司研究協議会が本県で開催される。(於：沖縄郵便貯金保険会館)		
昭和56年12月	一時保護所一寮制に編成。 週1回宿直勤務体制に移行。	昭和56年12月	言語治療指導員発令(嘱託)
昭和57年 4月	心理判定員1名増、児童福祉司1名減。		
昭和58年 4月	看護婦1名減、定員31名となる。		
昭和60年 3月 (1985年)	児童相談所設立30周年記念誌「児童相談所30周年の歩み」発刊。 児童相談所設立30周年記念式典及び祝賀会挙行。		

中央児童相談所		コザ児童相談所	
昭和60年 4月	全国児童相談所長九州ブロック代表幹事となる。(2年)心理判定員主査制度設置。	昭和60年 4月	受付相談員の配置に伴い定員13名となる。
昭和60年10月	九州地区児童相談所心理判定員研究協議会が本県で開催される。(於:沖縄うらそえ荘)		
昭和60年11月	西銘県知事行政視察。		
昭和61年 2月	男子寮の改修(窓設置)。炊事場の改修(床タイル、天井塗装)。		
昭和61年 3月	寮前中庭の地ならし(226㎡)		
昭和61年 7月	九州地区里親研修大会開催。(於:自治会館)	昭和61年 7月	九州地区里親研修大会開催。(於:自治会館)
昭和62年 4月	沖縄県行政機関設置条例の一部改正に伴い、西原町が中央児童相談所管轄となる。	昭和62年 4月	沖縄県行政機関設置条例の一部改正に伴い、西原町を中央児童相談所へ移管。
昭和63年 4月	機構改革により判定課設置、庶務課、相談課、判定課、保護課の4課となる。		
平成元年 3月	石嶺児童園進入路側、鉄筋コンクリート流し込み塀及びフェンス整備。		
平成元年10月	九州ブロック精神薄弱者更生相談所職員研究協議会開催。	平成元年 4月	相談判定課に庶務主事配置され、定員14名となる。
平成 2年 2月	一時保護所の寮の床張り工事、駐車場整備。		
平成 3年 4月(1991年)	児童精神科医(嘱託)1名増財務関係電算化。		
平成 4年 9月	職員の勤務時間が完全週休2日制となる。	平成 4年 9月	職員の勤務時間が完全週休2日制となる。
平成 4年10月	家庭支援相談事業(子ども家庭110番)開始。		

中央児童相談所		コザ児童相談所	
平成 5年 4月	九州地区精神薄弱者更生相談所ブロック代表幹事となる。(2年)		
平成 6年 3月	沖縄県児童相談所事務提要作成。		
平成 7年10月	九州地区児童相談所心理判定員研究協議会が本県で開催される。(沖縄郵便貯金会館)		
平成 8年 9月	九州地区庶務・一時保護所担当課長会議が本県で開催される。(於：自治会館)		
平成 9年 2月	児童虐待対策連絡会を開催。		
平成 9年 4月	心理判定員1名増。 家庭支援電話相談員1名増。 委託警備員の配置。		
平成 9年10月	九州ブロック児童相談所長会及び児童福祉司研究協議会が本県で開催される。		
平成10年 2月	「子ども虐待防止の手引き」作成。		
平成10年 6月	第1回児童虐待防止地域ネットワーク連絡会の開催。(那覇・南部地区) 児童虐待防止講演会の開催。(那覇・南部地区)	平成10年 7月	児童虐待防止地域ネットワーク連絡会の開催。(中部地区) 児童虐待防止講演会の開催。(中部地区)
平成11年 4月 (1999年)	児童福祉司1名増	平成11年 4月	児童福祉司1名減
		平成11年 5月	稲嶺県知事行政視察
平成12年 3月	「医療機関用 子どもの虐待対策マニュアル」作成。		
平成12年 5月	児童虐待対応協力員の配置。(嘱託)	平成12年 6月	児童虐待対応協力員の配置。(嘱託)

中央児童相談所		コザ児童相談所	
平成13年 4月	児童福祉司2名増。 虐待専門カウンセラーの配置。(嘱託精神科医)	平成13年 4月	児童福祉司1名増。
平成14年 3月	子どもの権利ノート「これからの生活に向けて」作成。	平成13年 5月	虐待専門カウンセラーの配置。(嘱託精神科医)
平成14年 4月	沖縄県知的障害者更正相談所が沖縄県身体障害者更正相談所へ移管される。 児童虐待防止支援チームを設置。(主幹1名、主査1名) 児童虐待対応嘱託法律専門家(弁護士)を配置。	平成14年 4月	児童福祉司1名増。
平成14年 8月	子どもの権利ノート活用の手引き作成。	平成14年 5月	児童虐待対応嘱託法律専門家(弁護士)を配置。
平成14年10月	一時保護所棟及び厨房棟改築の起工式挙行。		
平成15年 3月	「子ども虐待に対応する関係機関のための手引き」作成。 保護所棟 (557.63㎡) (宿直室2、居室8、居間兼食堂2、便所・洗濯室・洗面室2、シャワー室4、事務室1、学習室2、便所2、教材庫2、工作室1、医務室1、休憩室2、倉庫1)新築完成。  厨房棟 (94.60㎡) (厨房、検収室、食品庫、休憩室、ボイラー室)新築完成。		
平成15年 5月	管理棟及び多目的ホール建設工事着工		
平成16年 1月	管理棟及び多目的ホール竣工 管理棟 1階 2階 管理棟1階 (所長室、受付、執務室、相談室3、医学判定室、判定室、言語治療室、電話相談室、宿直室、印刷室、倉庫、多目的ホール) 管理棟1階		

中央児童相談所		コザ児童相談所	
	(相談室2、判定室2、プレイルーム2、観察室、箱庭治療室、会議室、男子休憩室、女子休憩室)新築完成		
平成16年 4月	児童福祉司1名増		
平成16年 8月	少子・高齢化対策特別委員会視察来所		
平成16年 9月	平成16年度全国児童相談所長第1回ブロック代表幹事協議会開催(沖縄メルパルク)		
平成17年 1月	嘉数副知事視察来所		
平成17年 3月	家庭支援相談事業(子ども家庭110番)終了		
平成17年 4月	児童虐待防止支援チーム2名増員となり、2チーム4名体制となる。(Aチーム2名は児童福祉司発令)	平成17年 4月	児童虐待防止支援チーム(2チーム4名)を設置。(Aチーム2名は児童福祉司発令)
	地区担当児童福祉司1名増により児童福祉司は17名となる。		児童福祉司1名、児童心理司1名増
	一時保護所定員20名から24名に増員		嘉数副知事視察来所
	24時間子ども虐待ホットライン事業開始(嘱託員6名増員)		
平成17年10月	九州地区児童相談所心理判定員研究協議会が本県で開催される。(自治会館)		
平成17年10月	全国里親大会が開催される(於:沖縄コンベンションセンター)		
平成18年 4月	児童福祉司1名増 児童虐待対応協力員1名増 心理判定嘱託員1名増	平成18年 4月	児童福祉司2名増 児童虐待対応協力員1名増 里親対応専門員 配置
	機構改革により「庶務課」「相談課」「判定課」「保護課」の4課体制から「保護班」「相談班」「自立支援班」の3班体制となる。		機構改革により「庶務課」「相談判定課」の2課体制から「自立支援班」「相談班」の2班体制となる。

中央児童相談所		コザ児童相談所	
平成19年 4月	<p>児童虐待防止支援チームを廃止</p> <p>八重山分室が設置され、専任職員として児童福祉司、児童心理司が配置される。分室職員6人（兼任4人、専任2人）</p> <p>児童心理司1名増</p>	平成19年 4月	<p>児童虐待防止支援チームを廃止</p> <p>児童心理司1名増</p>
平成19年10月	<p>平成19年度九州ブロック児童相談所長会児童福祉司研究協議会開催(沖縄青年会館)</p>		
平成20年 4月	<p>調理士1名増</p> <p>一時保護所に生活指導専門員6名（嘱託）を配置する。</p> <p>再任用職員1名配置</p>	平成20年 4月	<p>児童心理司1名増</p> <p>再任用職員1名配置</p>
平成21年 4月	<p>児童心理司1名増</p> <p>調理師1名増（定数外）</p> <p>再任用職員3名配置</p>		
平成22年 4月	<p>八重山分室主幹配置</p>	平成22年 4月	<p>再任用職員3名配置</p>
平成23年 4月	<p>生活指導専門員 2人分</p> <p>虐待対応協力員 1人分</p>	平成23年 4月	<p>再任用職員1名配置</p> <p>一時保護所開所に向け職員8名配置</p>
平成24年 4月	<p>スーパーバイザー2名配置</p> <p>職員（ケースワーカー）1名増</p>	平成23年12月	<p>一時保護所完成女子寮開所</p> <p>一時保護所に児童指導員5名、調理師3名、生活指導専門員3名（嘱託）を配置する。</p> <p>嘱託医（小児科）1名配置</p>
		平成25年 4月	<p>嘱託弁護士1名増</p> <p>虐待対応協力員1名増</p>
平成26年 4月	<p>児童指導員2名増</p>	平成26年 4月	<p>児童指導員2名増</p> <p>精神科嘱託医1名増</p>
		平成27年 4月	<p>保護班から庶務業務を分離し総務係を設置</p> <p>児童福祉司1名増</p> <p>調理嘱託員2名増</p>

中央児童相談所		コザ児童相談所	
平成28年 4月	非行相談専門員 2名増 里親対応専門員 1名増 心理判定専門員 1名増 貸金職員 1名増	平成28年 4月	総務係を廃止し、総務班を設置 非行相談専門員 2名増 個別対応職員 1名増
平成29年 4月	宮古分室を設置 分室長（宮古福祉事務所長兼任） 主幹 1（本所主幹兼任） 児童福祉司 1名（専任） 児童福祉司 1名（宮古福祉事務所福祉班兼任） 虐待対応協力員 1名を配置	平成29年 4月	虐待対応協力員 1名増
平成30年 4月	宮古分室に児童福祉司 1名（専任）を配置 里親等委託調整員 1名配置	平成30年 4月	里親等委託調整員 1名配置
平成31年 4月	受付相談専門員 1名増	平成31年 4月	受付相談専門員 1名増
令和2年 4月	児童福祉司 2名増員（里親主幹、地域支援主幹） 県警との人事交流による配置 主幹（警部）出向 警部補 併任 児童福祉司 併任（県警少年課）	令和2年 4月	児童福祉司 3名増員（里親主幹、地域支援主幹、初期対応） 生活指導保育専門員 1名配置 県警との人事交流による配置 警部補 併任 児童心理司 併任（県警少年サポートセンター）
令和3年 4月	児童福祉司 1名増員（初期対応班） 児童心理司 1名増員（自立支援班） 心理判定専門員 2名増員 児童虐待相談専門員 1名増員 受付相談専門員 1名増員	令和3年 4月	心理判定専門員 2名増員 受付相談専門員 1名増員
令和4年 4月	主任保健師 1名増員	令和4年 4月	児童心理司 1名増員
		令和4年 8月	事務所改築工事竣工
令和5年 4月	児童福祉司 5名増員（相談班 1名、初期対応班 2名、自立支援班 3名） 児童心理司 2名増員（自立支援班） 調理師 1名減	令和5年 4月	児童福祉司 5名増員 児童心理司 1名増員



中央児童相談所		コザ児童相談所	
令和5年 7月 ～ 令和6年 1月	保護所棟外壁等改修工事 (公共施設等大規模改修・ 緊急修繕等事業)		
令和5年 10月	九州地区児童相談所一時保 護担当課長会議 (自治会館・コザ児童相談 所)		

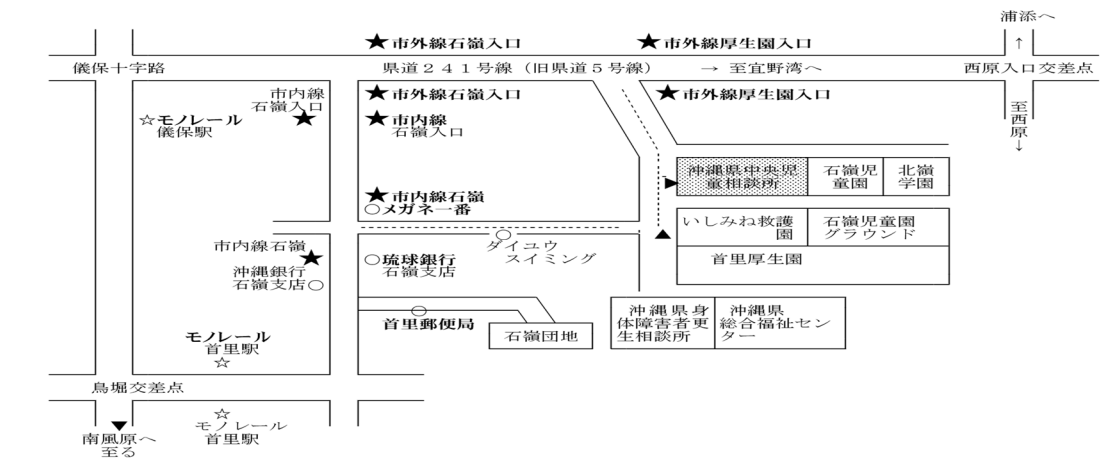
## 児童相談所の所在地

沖縄県中央児童相談所 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目404番地2

電話 (098) - 886 - 2900 F A X (098) - 886 - 6531

おきなわ子ども虐待ホットライン (098) - 886 - 2900

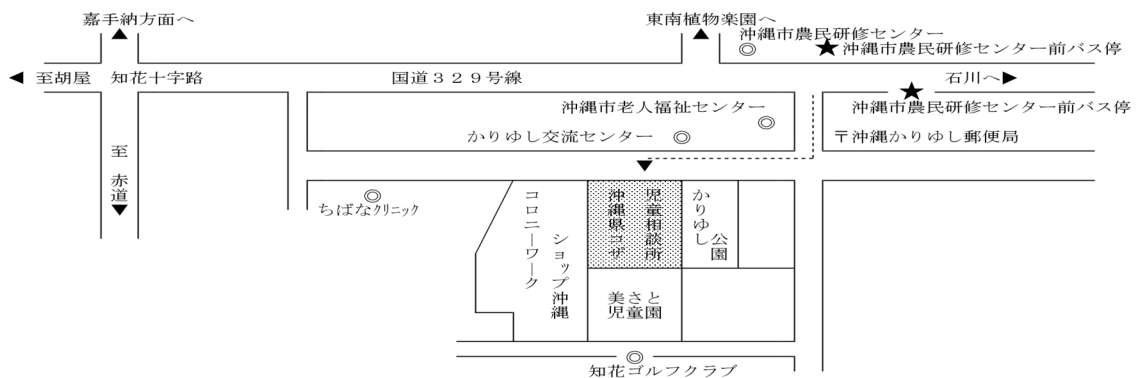
- ※交通 ★印はバス停留所
- 市外線 ●那覇バス97番琉大線、25番知花（首里経由）線を利用。「厚生園入り口」下車徒歩7～8分
- 市内線 ●那覇バス9番、13番、17番線を利用。  
「石嶺」停留所下車徒歩7～8分



沖縄県コザ児童相談所 〒904-2143 沖縄市知花6丁目34番6号

電話 (098) - 937 - 0859 F A X (098) - 938 - 7288

- ※交通 ★印はバス停留所
- 市外線 ●琉球バス  
知花線を利用。「沖縄市農民研修センター前バス停」下車徒歩約5分



---

---

## 令和5年度版 児童相談所業務概要

発行 令和6年10月

沖縄県子ども未来部 こども家庭課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 3F

TEL 098-866-2174

FAX 098-868-2402

沖縄県中央児童相談所

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目404番地2

TEL 098-886-2900

FAX 098-886-6531

沖縄県コザ児童相談所

〒904-2143 沖縄市知花6丁目34番6号

TEL 098-937-0859

FAX 098-938-7288

---

---